

# カナダにおけるルール形成に関する 調査報告書

2017年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

トロント事務所

知的財産・イノベーション部 貿易制度課

## 免責事項

この報告書は2017年現在に入手した情報に基づいて作成されたものです。また、掲載した情報・コメントは著者による判断によるもので、法的助言や意見を目的としたものではありません。また、読者の方は専門資格のある専門家、弁護士より法的助言を受けることなくこの報告書の情報を自身の状況に当てはめることは適切ではありません。法的助言・意見に関しては、個々の環境下での具体的な事実、出来事、状況に応じてなされる必要がありますので、専門資格のある専門家、弁護士にご相談ください。

ジェットロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いかねます。これは、たとえジェットロがかかる損害の可能性を知らされていたとしても同様とします。

# 目次

1. 法令策定に関する基本的な流れの概要 .....	1
1.1. 法律案 (Bill) とは何か? (オンタリオ州の例) .....	1
1.2. 法律案が法律となるまでの過程 (オンタリオ州の場合) .....	3
1.2.1. 州の法律案 (オンタリオ州) .....	3
1.2.2. 州立法議会の作業行程 .....	4
1.3. 法律案 (連邦政府) .....	6
1.3.1. 法律案の種類 .....	6
1.3.2. 連邦政府の立法行程と州政府立法行程の違い .....	7
1.4. 連邦政府- 立法機関の組織構成 .....	8
1.4.1. 上院 .....	9
1.4.2. 下院 .....	10
1.4.3. 首相・総理大臣 .....	11
1.4.4. 内閣大臣 .....	12
1.4.5. 委員会と委任 .....	12
1.4.6. 大臣の役割 .....	21
2. カナダでのロビー活動に関する法律と規則 .....	25
2.1. ロビー活動に対する連邦政府と州政府の法律 .....	25
2.1.1. ロビー活動に対する規制の歴史 .....	25
2.1.2. ロビー活動法の概要 .....	26
2.1.3. 州及び準州 .....	38
2.2. 社会におけるロビー活動の位置づけ・評価 .....	38

2.2.1.	ロビー活動家像 .....	39
2.2.2.	ロビー活動家の役割 .....	39
2.2.3.	カナダ国内のロビー活動家 .....	40
2.3.	ロビー活動の活用—成功確率の向上のために .....	43
2.3.1.	効果的なロビー活動 .....	44
3.	ロビー活動事例集 .....	46
3.1.	事例1：ワクチンプログラムの強化 .....	46
3.1.1.	背景 .....	46
3.1.2.	ロビー活動 .....	46
3.1.3.	政府の行動とその効果 .....	49
3.2.	事例2：カナダの環境法の改正 .....	51
3.2.1.	概要 .....	51
3.2.2.	ロビー活動 .....	51
3.2.3.	政府の行動とその成果 .....	52
3.3.	事例3：カナダ家畜生産者による米国生産地表示法（COOL）との戦い .....	56
3.3.1.	背景 .....	56
3.3.2.	COOLはどのような結末を呼んだのか?.....	57
3.3.3.	ロビー活動 .....	58
3.3.4.	政府の行動とその成果 .....	59
3.4.	事例4：ケベック州がZEV無公害車制度を導入 .....	62
3.4.1.	背景 .....	62
3.4.2.	ロビー活動 .....	63

3.4.3.	政府の行動とその成果 .....	66
3.5.	事例 5 : カナダ住宅市場 .....	69
3.5.1.	背景 .....	69
3.5.2.	政府保証の住宅ローン保険 .....	70
3.5.3.	ロビー活動 .....	71
3.5.4.	政府の行動とその成果 .....	72

## はじめに

本調査報告書では、カナダの制度基盤となる法令制定の仕組みや構造、ロビー活動に係わる制度、ロビー活動のプレイヤーとその活動、そして、ルール形成により市場で優位性を確保したカナダに関連のある事例をとりまとめた。カナダでルール形成に取り組む我が国企業の参考になれば幸いである。

なお、本調査報告書は、カナダの **Nelligan O'Brien Payne LLP** に委託して作成したものである。

## 1. 法令策定に関する基本的な流れの概要

カナダにおける法律は2つの要素から構成されている。一つは立法行為による法律制定、そして、もう一つは裁判所による判例により示される判例法・慣習法により構成されている<sup>1</sup>。

立法による法制定とは、政府のあらゆるレベルで選挙によって選ばれた代表者によって制定される法律のことで、新法の導入、既存法律の改正、明確化、或いは、廃棄を掌る<sup>2</sup>。立法は、初めに議会に案として作成された法律案を提出することから始まる<sup>3</sup>。一方、判例は、カナダでの法律の解釈に関連した幾つかの判決によるものだ。カナダ国内において、ロビー活動は、この立法過程、そして裁判の審議過程の両方においてその影響を働きかけることが多く有る<sup>4</sup>。

本報告は、立法による法制定過程におけるロビー活動の役割とその影響に焦点を置いている。

### 1.1. 法律案 (Bill) とは何か? (オンタリオ州の例)

法律案とは「法律用語で書かれた発案で、立法議会による審査・考査のために議員（州の場合は州議会議員、連邦の場合は連邦議会議員）によって提出されるもの」<sup>5</sup>である。オンタリオ州の場合、法律案が州の法律となるには州の立法議会により定められた全ての過程を通過しなくてはならない。

---

<sup>1</sup> "Step 2: Primary Sources of Law: Canadian Case Law," Step 2: Primary Sources of Law: Canadian Case Law | Bora Laskin Law Library, <http://library.law.utoronto.ca/step-2-primary-sources-law-canadian-case-law-0>, (accessed on February 16, 2017).

<sup>2</sup> 同上

<sup>3</sup> 同上

<sup>4</sup> 同上

<sup>5</sup> "How an Ontario Bill Becomes Law – a guide for legislators and the public", Legislative Research Service, Legislative Assembly of Ontario, <http://www.ontla.on.ca/lao/en/media/laointernet/pdf/bills-and-lawmaking-background-documents/how-bills-become-law-en.pdf>, August 2011, (accessed on February 9, 2017).

オンタリオ州では（カナダ連邦政府と同じように）幾つかの種類の法律案がある。これらの種類は以下のとおり：

- **政府法律案（Government Bills）**：内閣或いは省庁により発案される法律案。
- **議員の公共法律案（Private Member's Public Bills）**：内閣、大臣ではない議員により発案される法律案。
- **委員会法律案（Committee Bills）**：常設委員会の委員長によって発案される法律案。
- **プライベート法律案（Private Bills）**：「特定の個人、或いは団体に対して一般の法律からの控除、或いは一般の法律では獲得し難いものを与える為に発案される法律案」<sup>6</sup>。

法律案が立法議会に発案される以前に、一般的に、立法が必要か否かの政策決定・判断がなされる（これは、連邦政府でも同様に行われる）。この政策判断には、新たな法律が必要かそれとも既存の法律に対する改正が必要なのかの判断を含む。

政策決定には、幾つか異なる方法で行われる：

- 政府による背景報告に基づいて、
- 省庁により作成された調査報告に基づいて、
- 法改正を提唱するほう改革委員会からの報告書に基づいて、
- 既存の法律の不備を指摘した裁判所の判決・結果に基づいて、或いは
- 利益団体からの公的圧力の結果（Lobbying）に基づいて。

通常、政策や問題に責任のある関連省庁の大臣がスポンサー・発起人となる。一度政策が決定されると、発起する省庁の大臣が内閣に対して法律案の提出提案を準備し、法律案の議会への提出を主張する。内閣によって案が承認されると、立法庁の弁護士・法律家によって法案が作成される。

ここにおいて、例えば、ロビー活動家が行わなくてはならない任務は、立案者・大臣に対して関連する省庁・部署に影響がある問題点に対しての注意・留意を喚起し、大臣、或いはその部署員との会議を通して、問題或いは政策に係わるイニシアティブの重要性を様々な資料・証拠を示しながら、利益団体・企業にとって優位になるよう説明するこ

---

<sup>6</sup> 同上



とである。この際、ロビー活動家は、大臣に対して政策イニシアティブを進めることによる優位性を明確に示さなくてはいけなく、また、このような法律案、或いは政策変更を発案することにより、産業界、主要プレーヤー、一般市民そして、政府がどのような影響を受けるかを明らかにしなくてはいけない。

## 1.2. 法律案が法律となるまでの過程（オンタリオ州の場合）

### 1.2.1. 州の法律案（オンタリオ州）

州政府の立法議会の主な責務の一つは、法案を法律に移行する作業を遂行することである。オンタリオでの立法作業は、図 1 にも示すようにイギリス（或いは、しばしばウェストミンスター（Westminster）とも呼ばれる）モデルに基づいた幾つかの段階に構成された制度になっている。州の法律案が法律となり施行される為には、法律案は立法議会において3回の読会・審議を含む全ての段階を通過してはじめて法律となる。

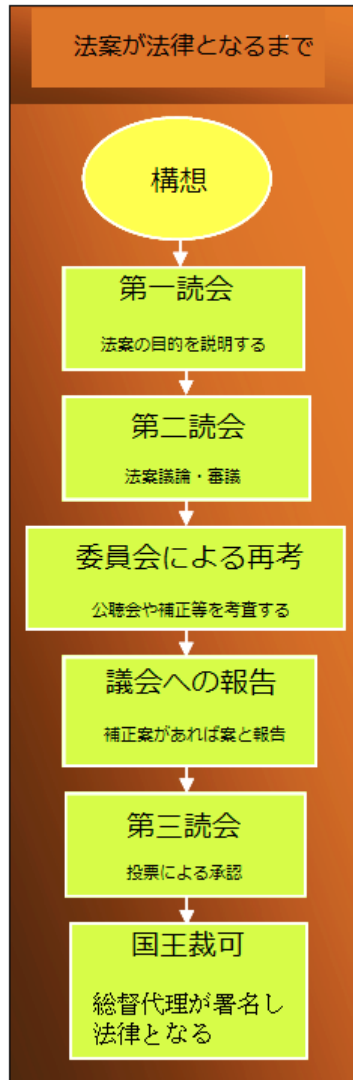


図1 法律案が法律となるまで<sup>7</sup>

### 1.2.2. 州立法議会の作業行程<sup>8</sup>

- 第一読会- 法律案が正式に立法議会に紹介される。第一回読会では、通常、法律案の目的等が説明される程度で、特に審議はされず、議会による投票無く通過する。

<sup>7</sup> 同上

<sup>8</sup> 同上

- **第二読会**- 議員によって、法案に関する立法目的に対して法案審議や投票をする機会が与えられる。第二読会の法案審議は、法案の背後にある行政政府の政策イニシアティブを明らかにする重要な情報源となりうる。
- **立法委員会審議**- この段階では、証人を呼び、詳細に法案を検討し、そして修正する機会がある。証人尋問が終了すると、法案は条文ごとに検証され、そして、その後の条文に対する変更は投票により決められる。法案の審議が終了すると、法案全体の是非について、そして、議会に報告するか否かを委員会が投票し決定する。
- **議会への報告**- こうして委員会で審議された法案は議会に報告され、議会において法案の第三読会に進むこととなる。
- **第三読会**- これが法案にとって最後の読会となり、第三読会において審議されることはあまり無い。もし、審議がされることがあれば、それは、法案の書式上のものが中心である。
- **国王裁可**- 第三読会を通過すると、法案は正式に女王・国王の代表である総督代理によって裁可される。
- **発効**- 法案が国王裁可を受領すると直ちにそれは法律となり、制定法の一部となる為に章番号が割り当てられる。そのため、法案が一度制定法となると、その法律は法案番号では参照されない。

### 1.3. 法律案（連邦政府）

図2は、カナダ連邦政府の立法作業行程をまとめた図である。

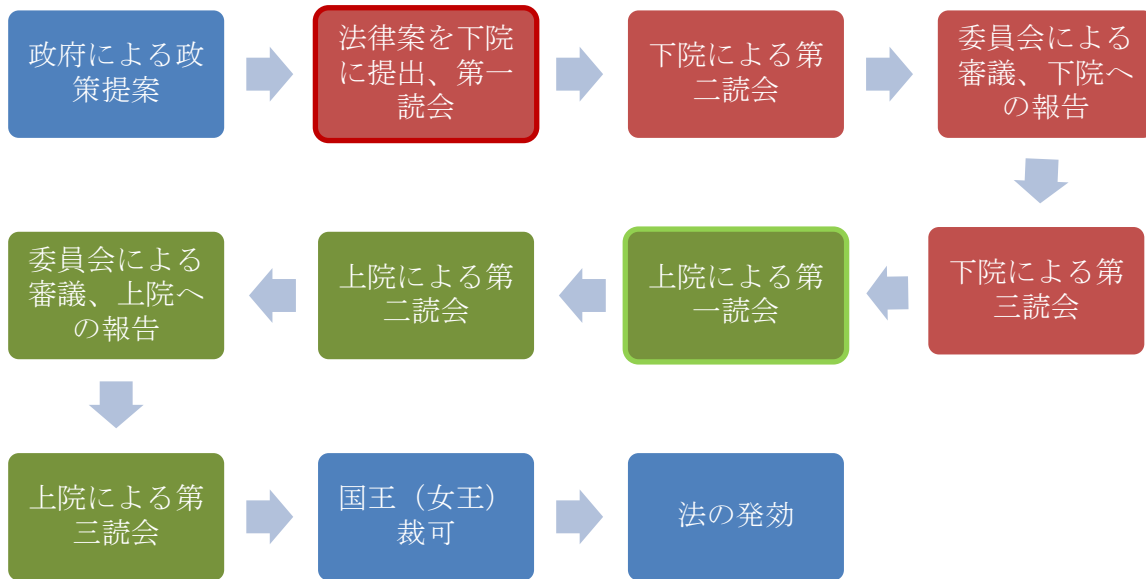


図2 連邦政府の立法作業行程

尚、下院による第二読会の日程は、第一読会時に検討・決議され、通常、次の会期（Next Sitting of the House）に行われるよう決定される。これをもって、第二読会の為に法律案は議員に対して出される行政府命令（Government Order）或いは個人議員業務（Private Members' Business）の見出しの下での命令書（Order Paper）に掲載され、法律案は第二読会へと移行する<sup>9</sup>。

#### 1.3.1. 法律案の種類

州同様、発案過程の違いにより、法律案は下記の種類に分けられる：

<sup>9</sup> “Introduction and First Reading of A Bill”, House of Commons, Canada, [http://www.parl.gc.ca/About/House/Compendium/web-content/c\\_d\\_introduction1readbill-e.htm](http://www.parl.gc.ca/About/House/Compendium/web-content/c_d_introduction1readbill-e.htm), October 2015, (accessed on March 29, 2017)

- **政府法律案 (Government Bills)** : 内閣或いは省庁により発案される法律案で、政府・内閣の指示のもと、法務省が法律案を作成する。こうして作成された法律案は通常、下院より発案されるが、上院より発案されることもまれにある。
- **個人議員法律案 (Private Member's Bills) ・ 上院議員公共法律案 (Senate Public Bill)** : 内閣、大臣ではない議員により発案される法律案で、行政政府法律案と同じように審議されるが、下院での審議の時間的制約が政府法立案よりも厳しい。
- **プライベート法律案 (Private Bills)** : 特定の個人、或いは団体に対して一般の法律からの控除、或いは一般の法律では獲得し難いものを与える為に発案される法律案で、通常、上院へ始めに提出される<sup>10</sup>。

### 1.3.2. 連邦政府の立法行程と州政府立法行程の違い

連邦政府と州政府の立法作業行程は、類似しているが、幾つか違う点がある。例えば、州政府では三度の読会を議会で通過しなくてはならないが、連邦政府の場合は、法案が国王裁可を受けて法律となるまで、下院（庶民院）と上院（元老院）の両方それぞれで三度の読会を通過しなくてはいけない。法律案の発案は下院側、或いは上院側、いずれからも始めることができ、上院、下院のどちらから発案されたかにより法律案番号の割り振りが変る。例えば、下院から発案された法律案の番号は、「C-」の後に番号が振られ、上院の場合は、「S-」の後に番号が振られる<sup>11</sup>。

---

<sup>10</sup> "LEGISinfo, Frequently Asked Questions", Library of Parliament, <http://www.parl.gc.ca/legisinfo/Faq.aspx?Language=E&Mode=1#IDOEU>, (accessed on March 2, 2017) .

<sup>11</sup> "Law – Legislative Process Research: Legislative Process", The University of British Columbia, <http://guides.library.ubc.ca/lawlegprocess/legprocess>, (accessed on February 9, 2017).

#### 1.4. 連邦政府- 立法機関の組織構成

カナダは、君主、女王が国家元首として機能する形態の立憲君主制である。しかし、君主の権限はこの国の憲法の効力が及ぶ範囲内に保たれている。全ての連邦法は女王の名前の下に制定される<sup>12</sup>。

カナダは旧英国植民地であった為、ウエストミンスター（Westminster）形態の政府構成をもつ。基本的にカナダの政治権力は、行政府（内閣・省庁）、立法（国会）、そして、司法（裁判所）<sup>13</sup>の三つに分離されている。

行政府、或いは政府は、法を執行する権限を有し、君主（女王）、総理大臣、内閣、そして、政府の各省庁からなる<sup>14</sup>。立法府（国会）は、任命された上院と、選挙によって選出された下院で構成され、主に国の法律を制定する責任がある<sup>15</sup>。司法府（裁判所）は、一連の独立した裁判所からなり、法律の解釈、執行する責任があり、行政府（政府）及び立法府（国会）とは独立して運営されている<sup>16</sup>。

---

<sup>12</sup> “The Constitution and Canada’s Branches of Government”, Centre for Constitutional Studies, University of Alberta, <https://ualawccsprod.srv.ualberta.ca/ccs/index.php/constitutional-issues/democratic-governance/818-the-constitution-and-canada-s-branches-of-government>, April 2,2015 (Accessed on February 9, 2017).

<sup>13</sup> Arthur Beaudesne, et al., “House of Commons Procedural and Practice – Chapter 1, Parliamentary Institutions”, <http://www.parl.gc.ca/marleaumontpetit/DocumentViewer.aspx?Sec=Ch01&Seq=2&Language=E>, 2000, (Accessed on February 16, 2017).

<sup>14</sup> Lorraine Martin, "What You Need to Know About Canada's Constitution," Centre for Constitutional Studies, <https://ualawccsprod.srv.ualberta.ca/ccs/index.php/constitutional-issues/democratic-governance/818-the-constitution-and-canada-s-branches-of-government>, April 5, 2015, (accessed February 20, 2017.)

<sup>15</sup> 同上

<sup>16</sup> 同上



図3 カナダ連邦政府の組織構成<sup>17</sup>

#### 1.4.1. 上院

上院は105名の上院議員から構成され、全て総理大臣の推薦により総督により任命される。上院議員の任期は議員の年齢が75歳に至るまでと定められている<sup>18</sup>。

上院は、カナダのそれぞれの地域、州、準州そして、少数民族の利益を代表する責任を有する。よって、議席数は各主要地域に均等に意見が反映されるように分配されている<sup>19</sup>。

<sup>17</sup> Reynolds Secondary School, "Canada's Federal System," Share and Discover Knowledge on LinkedIn SlideShare, <http://www.slideshare.net/isitar/canadas-federal-system>, September 22, 2015, (accessed February 20, 2017).

<sup>18</sup> "Guide to the Canadian House of Commons" Library of Parliament, <http://www.lop.parl.gc.ca/About/Parliament/GuideToHoC/index-e.htm>, (accessed February 20, 2017).

<sup>19</sup> 同上

上院議員の議席配分		
地域		議席数
オンタリオ州		24
ケベック州		24
沿海州		24
ノバスコシア州	10	
ニューブランズウィック州	10	
プリンスエドワードアイランド州	4	
西部州		24
マニトバ州	6	
ブリティッシュコロンビア州	6	
サスカチュワン州	6	
アルバータ州	6	
追加議席		9
	ニューファンランド・ラブラドル州	6
	ノースウェスト領準州	1
	ユーコン準州	1
	ヌナブト準州	1
合計		105

カナダ上院議員議席数の地域ごとの配分<sup>20</sup>

上院は、また、下院で可決された法案の検討、変更、可決、或いは否決・却下を行う。上院はさらに、公共資金の使用・或いは税制等に関する法案以外の法案を独自に草案することも可能である<sup>21</sup>。法案は上院での可決をもって法律となる。上院議員は、委員会活動を通じて、社会的、法的、そして、経済的な問題の研究をすることも課せられている<sup>22</sup>。

#### 1.4.2. 下院

下院議会議員になる為には、4年に一度行われる連邦選挙の際に一般市民によって選出されなくてはならない<sup>23</sup>。カナダには338選挙区があり、それぞれの選

<sup>20</sup> 同上

<sup>21</sup> 同上

<sup>22</sup> 同上

<sup>23</sup> 同上



挙区で一番多く得票したものが下院に選出される<sup>24</sup>。下院議席は各州と準州の人口にほぼ比例するように分布されている<sup>25</sup>。

地域	議席数
オンタリオ州	121
ケベック州	78
ノバスコシア州	11
ニューブランズウィック州	10
マニトバ州	14
ブリティッシュコロンビア州	42
プリンスエドワードアイランド州	4
サスカチュワン州	14
アルバータ州	34
ニューファンランド・ラブラドル州	7
ノースウェスト領準州	1
ユーコン準州	1
ヌナブト準州	1

下院議席数の地域配分<sup>26</sup>

一般的に、下院の議席数は州或いは準州の人口に比例している。それぞれの州或いは準州は、上院議席数と同数或いはそれ以上の議席数を下院で保有する<sup>27</sup>。

### 1.4.3. 首相・総理大臣

首相は政府の首席であり、下院議会での与党のリーダーである。首相は通常、下院議員であるが、上院議員である場合もある<sup>28</sup>。首相の主な任務には、閣僚会議の開催・参加、公式な外国からの代表団との会談、そして、下院での審議に対する応答などがある<sup>29</sup>。

<sup>24</sup> 同上

<sup>25</sup> 同上

<sup>26</sup> 同上

<sup>27</sup> 同上

<sup>28</sup> 同上

<sup>29</sup> 同上

#### 1.4.4. 内閣大臣

内閣大臣は首相により選ばれ、総督により任命される<sup>30</sup>。

内閣大臣は選出された下院議員から通常選ばれるが、上院議員から大臣として選ばれることもある。首相と内閣大臣は、予算、新たな政策、プログラムやサービス、そして立法や規則制定に関する新たな考え等を検討し合意を形成する為に頻繁に会議を行う<sup>31</sup>。

大臣はそれぞれの政府行政部門（省庁）の長であり、それぞれの行政部門の活動状況を議会に報告する責任も有する。内閣の一つの重要な側面は集団的責任で、これは、全ての大臣が行政への責任と同様に政府の政策決定に責任を持っていることである<sup>32</sup>。事実、内閣での決定に対して、全ての大臣は支持を示さなくては行けなく、たとえ大臣自身は反対だったとしても、公の場においては、内閣の決定を支持しなくては行けない。もし、大臣がこの義務を遂行できない場合は、大臣職から辞職しなくては行けない<sup>33</sup>。

他の議院内閣制の特徴の一つは責任のある政府であり、政府が政治力を保持する為には議会において多数の支持を得なくては行けない<sup>34</sup>。

#### 1.4.5. 委員会と委任

下院は、常任委員会、常任共同委員会、立法委員会、特別委員会、特別共同委員会、および小委員会を含むいくつかの種類 of 委員会を含む広大な委員会制度を有

---

<sup>30</sup>同上

<sup>31</sup>同上

<sup>32</sup>同上

<sup>33</sup>同上

<sup>34</sup>同上

している<sup>35</sup>。委員会によって、その存続・活動期間、委員構成、および下院によって与えられる委任内容等がそれぞれ異なる。幾つかの委員会とそれぞれの特徴をまとめた図を以下に示す。

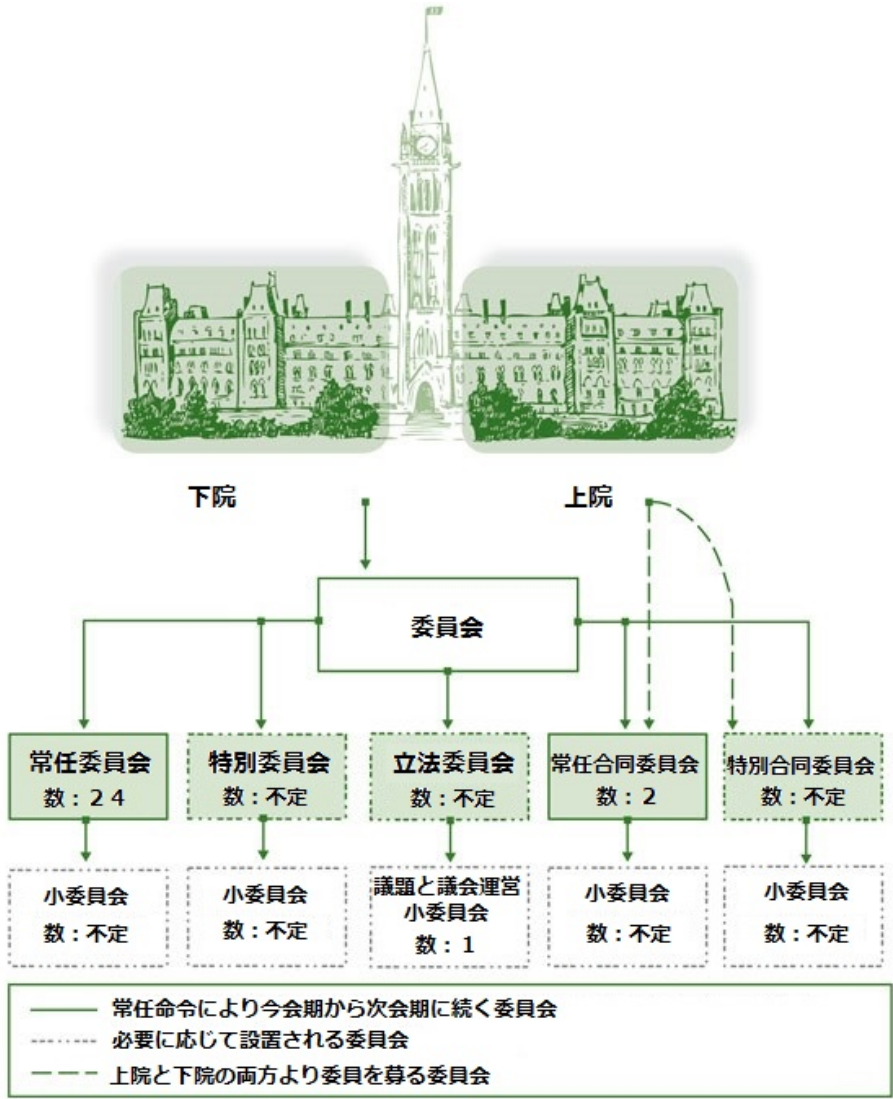


図 4 委員会の構成図<sup>36</sup>

<sup>35</sup> “House of Commons Procedure and Practice: Second Edition 2009,” Parliament of Canada, <http://www.parl.gc.ca/Procedure-Book-Livre/Document.aspx?Language=E&Mode=1&sbid=DC42FA65-ADAA-426C-8763-C9B4F52A1277&sbpid=085013AB-4B16-4B34-8E4C-A5B5C98818C9>, 2009, (accessed on February 9, 2017)..

<sup>36</sup>同上

### 1.4.5.1. 常任委員会

下院によって設定された委員会の多く（過半数）は、常任委員会である。常任委員会は、下院のすべての政党を代表する 11 人または 12 人の下院議員メンバーで構成され、政府の活動の監督および政府の活動の改善に重要な役割を果たす。常任委員会は、常任規則により常時設置されており、合計で 24 の常任委員会があり、様々な検討を行う。

1	先住民情勢および北部開発
2	情報開示、プライバシー、倫理
3	農業及び農産物
4	カナダの遺産
5	市民権及び移民
6	環境と持続可能な開発
7	財務
8	漁業と海洋
9	外交及び国際開発
10	政府運営及び見積もり
11	保健
12	人的資源、技能、社会開発及び障害者の地位
13	産業、科学及び技術
14	国際貿易
15	司法及び人権
16	国防
17	天然資源
18	公用語
19	議会運営及び議会事情
20	公会計（監視）
21	公安と国家安全保障
22	女性の地位
23	交通、基幹施設、及びコミュニティー
24	退役軍人事情

#### カナダ議会の常任委員会

上記のように、常任委員会の名称及び責任は、連邦政府の全ての主な活動分野を網羅し、その活動責任範囲は下記の 3 つに当てはまる:

- 1) 連邦政府下の 1 つ以上の省庁を監督
- 2) 国会事情、委員会管理及び運営の責任、

### 3) 政府機関全体に影響を及ぼす問題に対処するよう横断的な責任

#### 1.4.5.2. 一般委任

特別な例を除いて、下院規則によって常任委員会及び常任合同委員会に対する一般委任が定められている。これらの委員会に委任されている省庁の責任、組織、管理、運営に関するすべての事項について、調査・検討し、下院に報告することが義務付けられている。常任委員会・常任合同委員会の責任範囲は以下のとおり。

- それぞれの担当する省庁に関連する成文法の検討・評価
- 政府プログラムや政策目標、そして、これらを履行した際の有効性・効果の再考・検討
- 担当する省庁の短期、中期そして長期予算計画と、これらを履行した場合の有効性・効果の再考・検討
- 担当する省庁がそれぞれの目標をどの程度達成できるか否かの分析・検討<sup>37</sup>。

この一般委任の他に、下院はまた、法律案、見積もり、枢密院勅令による任命、規定により下院に提出された文書類、および下院より検討を依頼されている具体的な事項などを、常任委員会に委任する。委任内容を基に、下院によってどの委員会に委任するかが決められる。

#### 1.4.5.3. 特定委任

幾つかの常任委員会は、一般委任のほかに、下院より規則で決められた特定委任を受けており、その委任上での調査と下院に対して報告をする責任がある。以下に幾つかの委員会の特定委任内容を示す<sup>38</sup>：

---

<sup>38</sup>同上

- **市民権及び移民常任委員会**は、カナダ連邦政府内での多文化主義政策及び実践状況を監督する責任がある。
- **公用語委員会**は、公用語政策や施策の見直し、公用語総監・事務官からの報告の検討・評価をする責任を持つ。
- **公会計（監視）委員会**は、カナダ公会計省およびカナダ監査役長官からの全ての報告を検討・評価する責任を持つ。
- **財務委員会**は、政府の予算政策に係わる提案を再審する権限を持つ。
- **人的資源、技能、社会開発及び障害者の地位委員会**は、社会統合や障害者の生活水準などの向上を目的とした改善政策の提案、奨励・促進、監視や検討・評価を行う責任を持つ。
- **情報開示、プライバシー、倫理委員会**は、主に、プライバシー部長、情報部長、及び利益相反及び倫理部長を含む 3 つの議会事務部に関連した、それぞれの部署の有効性、運営状況及び支出計画の見直しを含めた運営管理の検討・評価を行う責任がある。利益相反及び倫理部からの報告に関しては、議員の活動がロビー活動規制法に沿ったものか、そして、議員がカナダ議会法に沿って責任を全うしているかどうかに関連する。また、他の委員会と協働で政策案、連邦規則あるいは、常任命令が議員に課せられているプライバシー基準、情報開示基準そして、倫理基準にどのような影響を与えるかの検証・評価をする。イニシアティブは、委員会より提案されることもあり、そして、委員会はこのようなイニシアティブを推奨、監視そして評価する。
- **政府運営及び見積もり委員会**は、広範囲の委任を受けている。以下にその一部を示す。
  - 政府の効果、管理及び運営の見直し・評価
  - 中央省庁の運営及び支出計画の見直し・評価
  - 複数の省庁により届けられる計画に対する見積もりの見直し・評価
  - 政府によって使用されている新しい或いは新たに現れてきている情報及び通信技術による活動の効果、管理そして運用に関する見直し・評価
  - 議会委員会による見積もりや供給に関する考査行程に対する見直し・評価
- **議会運営及び議会事情委員会**は、主に以下の委任を受ける。
  - 下院議員選出方法、選挙管理局長及びその任命、カナダ選挙管理局の活動に関する見直し・評価

- 国会図書館の運営を除く、下院、上院双方の合同運営に関する効果、管理、そして運用に対する見直し・評価
  - 議会運営、そして、議員へのサービスと施設提供に関する見直し・評価
  - 議会及び委員会のラジオ及びテレビ放送に関する見直し・評価
  - 下院議員に対する利益相反 規則での利益相反事項、議員の責任や、議会の利益相反及び倫理部長からの報告の検討・評価
- **司法及び人権委員会**は、カナダ人権局からの報告を見直し・評価する。

#### 1.4.5.4. 常任合同委員会

常任合同委員会は二つ設置されており、一つは、**国会図書館常任合同委員会**、そして、もう一つは、**規制精査常任合同委員会**である。合同委員会の構成は、下院議員と上院議員の両方からなる為、“合同”と呼ばれる。合同委員会は、下院規則と上院規則にて設立される<sup>39</sup>。

- **規制精査常任合同委員会**は、様々な規則の見直し・評価及び精査する責任がある。それぞれの会期の初めに、この委員会は、規則プロセスに関する再考・評価の報告に関する委任を受ける。委員会の責務は、議会規則及び成文法改正法及び法定法令に概要が示されている。
- **国会図書館常任合同委員会**は、国会図書館の管理、運営、そしてその効果を見直し・評価する。国会図書館は、上院及び下院議員にサービスを提供している。この委員会の責務は国会法に制定されており、合同委員会の支援のもとでの下院議長や上院に対する指針や責任が示されている。会期の始めに、議会に対して報告を行う。報告が上院と下院で承認されると、提案された委任は、残りの会期中の委員会に対しての命令となる。

#### 1.4.5.5. 立法委員会

立法委員会は、議会による必要性が委託動議によって決まった時に設立され、下院に法案に関する報告書を提示した時点で消滅する。これは、立法委員会

---

<sup>39</sup>同上

は、特定の目的の為のみに設置されることを意味する。立法委員会の責任は下院によって指定された提案法案の見直しを任務とし、さらなる改正が必要か否か等の検討を行う。ただ、法案の規定範囲外を考慮することは許されておらず、下院議会によって特に指定がない限りは、下院議会に法案についてのコメントや提案を含んだ実質的な報告をすることも許されていない。ただ、立法委員会が法案を起案するよう指示された場合は、規則によって報告書内に、法案の原理や範囲、一般的な規定等の勧告をすることも可能である。立法委員会は委員長のほか、認められているすべての政党より最高で15名の議員から構成される<sup>40</sup>。

#### **1.4.5.6. 特別委員会**

特別委員会は、下院によって必要に応じて設立される。特別委員会は下院が重視する特定の問題の調査をすることが目的で、法案の検討等はその責任ではない。各特別委員会は下院による議決によって設立される<sup>41</sup>。

特別委員会は、通常作成する動議により、特別委員会の任務を定義し、その委員会の決定の権限、メンバーの数、および下院への最終報告書の期限などの概要を決める。最終報告が下院に報告されると、その特別委員会は解散される<sup>42</sup>。

#### **1.4.5.7. 特別合同委員会**

特別合同委員会は特別委員会に類似した事項を調査するために設立される。特別合同委員会は、上院と下院の両方の議決により設立され、委員も上院と下院の両方より募る。例えば、今まで、外交政策、上院改革、上院議員或

---

<sup>41</sup>同上

<sup>42</sup>同上



いは下院議員の行動規範や、国防などの調査・検討を行うために特別合同委員会が設立されてきた。このほかにも、憲法上の問題や、第二読会後の法案に議決で委員会召集或いは、法案の準備が議決した時などで、特別合同委員会が設立する<sup>43</sup>。

特別合同委員会を設立するには、下院が最初に動議を採択し、その下院によって採択された動議内に提案された委員会活動内容に上院の参加が必要とする規定が含まれている必要がある。動議には、また、委員会に対する業務内容、およびその権限、委員会メンバーの構成、あるいは、選別基準・手段を指定する規定等も含む場合がある<sup>44</sup>。

上院或いは下院の一方での委員の構成、責任そして権限についての決定は、もう一方にメッセージとして連絡される。これは、委員構成、責任範囲そして権限について上院と下院両方で、同じように合意しなくてはならないからだ。そのため、特別合同委員会設置の要請を一方の議会より受けた場合は、動議として、もう一方の議会も委員会の設置を望むかについて採決しなくてはならない。その動議が、受け取り側の議会で採択されると、動議を発起した議会に戻され、上院・下院議会間での合意事項を報告し、委員会が設立される。特別合同委員会は上院・下院の両方にその委員会最終報告を提出した段階で解散される<sup>45</sup>。

#### 1.4.5.8. 小委員会・分科委員会

小委員会は、既存の委員会に回答する為の作業グループである。一般に、小委員会は委員会による議決によって設立される。まれに、議会の議決によっ

---

<sup>43</sup>同上

<sup>44</sup>同上

<sup>45</sup>同上

て直接設立されることもある。小委員会は、重要な問題に対処するために設立されるか、または委員会の管理や計画等の事務的な任務から委員会の負荷を軽減するために設立されることもある。小委員会は通常、本委員会の下での活動を行い、彼らの与えられた任務に対して時間の大半を費やす。小委員会が議会によって直接設立される場合を除いて、或いは、議会規則にない限りは、議会の委員会は小委員会を設置する義務はない。小委員会を設置するか否かの決定はその議会委員会メンバーのみにより行われる<sup>46</sup>。

議決に任務内容、委員数、その権限や他の制限等を小委員会設置の際に決めるのは、委員会か下院議会の責任である。任務内容にもよるが、小委員会は本委員会が解散するまで、或いは、任務が完了するまで存在し続ける<sup>47</sup>。

小委員会はすべてのタイプの委員会から設立することが出来るわけではなく、議会規則に沿って常任委員会によって設立される。小委員会は、通常その下に更なる小委員会を設立することはできないが、ただ、特別合同委員会の場合で、下院と上院双方より許可が議決された場合は、特別合同委員会の小委員会の元に更なる小委員会を設立することが可能である。常任委員会では、議題や手順上の都合で、小委員会を設立することがあるが、これは運営委員会とも呼ばれ、委員会の作業計画を支援する<sup>48</sup>。

小委員会を設置すると、委任された権限内で、仕事を遂行する責任がある。小委員会は、本委員会によって確立された枠組みに沿って運営されている限り、彼らの活動を管理する規則を独自に採用することもできる。小委員会は、本委員会に、動議に関連した報告レポート、本委員会からの合意が必要な議決などを報告する。本委員会の仕事の仕分け、構成に関しての運営委員会に

---

<sup>46</sup>同上

<sup>47</sup>同上

<sup>48</sup>同上

よる提案は、本委員会の承認が必要となる。本委員会のために作成された報告書には、小委員会の採択が必要となる。そのため、本委員会或いは議会が合意しない限り、本委員会は小委員会からの報告書を変更することが許されている<sup>49</sup>。

#### 1.4.6. 大臣の役割

前にも述べたが、大臣は首相によって選ばれ、個々、そして集団として、カナダ政府の運営・管理上で首相をサポートしなければならない<sup>50</sup>。省庁は、大臣と国務大臣から構成され、共同連携をして政府の任務を遂行する。政府の政策は首相、大臣（Ministers）及び国務大臣（Ministers of State）を含む内閣によって策定される<sup>51</sup>。

全ての省庁は、法律によりその権限、義務、および大臣が担当する省庁の機能が制定されている<sup>52</sup>。これらの法律により、大臣による省庁運営とその予算の管理をする権限が定められている。大臣は、その省庁業務・役割の主な支持者である。大臣は、内閣内外の両方でそれぞれの部門の為の代弁者として機能する。

政府が責任を持ち続け、そして、政府の政治に対する国民からの信頼を受け続けるため、閣僚は継続してそれぞれの与えられた職務の責任を負い続け、なおかつ、オープン、公正、そして誠実に行動するようにはする必要がある<sup>53</sup>。

---

<sup>49</sup>同上

<sup>50</sup> "Governing Responsibly: A Guide for Ministers and Ministers of State," Privy Council Office, Government of Canada, <http://www.pco-bcp.gc.ca/index.asp?lang=eng&page=information&sub=publications&doc=aarchives%2Fag-gr%2F2003%2Fguide-eng.htm#III>, December 13, 2003, (accessed on February 20, 2017).

<sup>51</sup>同上

<sup>52</sup>同上

<sup>53</sup>同上

大臣は各部門の政策の優先順位、管理上の課題と支出計画について、議会と委員会が認識しているか確認する必要がある。大臣は、国会議員からサポートを得るために、議員および委員会の視点から様々な政策議題の優先順位や今後の計画の作業をし、時間をかけながら議員を招き入れ意見を交わしながら進めていかななくてはならない<sup>54</sup>。これは、カナダ政府とカナダ国民の意見が一致するようにする為の重要な作業である<sup>55</sup>。

部門政策の開発と明確化は、大臣にとって重要な責任の一つである。部門政策が開発されると、国家目標と政策の優先順位の大きな枠組みが政府全体として決定される。内閣委員会はそれぞれの大臣から提出された提案を吟味・検討する。大臣の役割は、内閣で考査し決定が出来るよう担当する部門からの提案を作成・提出し、内閣委員会メンバーは、大臣からの提案が政府の政策課題および政策優先順位をどのように反映しているかを確認する。

大臣は、質疑中における質問への対応、議会委員会への参加、議会からの情報要求への応答、演説や審議を通じての議会对処、立法の紹介などを通して、議会でそれぞれの担当する部門・省庁への責任を負う。大臣政務官は大臣の議会での責任を全うする為のサポートをする補佐役である。大臣の最も重要な役割の一つは、担当部署の法案を下院に提出し立法行程の舵取りを行い、必要に応じて、議会の委員会や上院議会に参加することである<sup>56</sup>。

立法及び成文法策定に関連して大臣の重要な役割の一つは政府法律案である<sup>57</sup>。前にも述べたが、政府法律案は閣僚によって提出される法律案で、通常、その政策に最も関係のある閣僚が法案を提出し、議会や委員会の質疑や議論

---

<sup>54</sup>同上

<sup>55</sup>同上

<sup>56</sup>同上

<sup>57</sup> “Making A New Law,” Ontario Education Network, [https://ojen.ca/wp-content/uploads/In-Brief\\_STUDENT\\_Making-a-New-Law.pdf](https://ojen.ca/wp-content/uploads/In-Brief_STUDENT_Making-a-New-Law.pdf), (accessed on February 17, 2017).

もその閣僚が行う。議会と行政の構成上、政府母体の政党が通常、下院議会で与党の為、通常、政府法律案は否決されることは大変まれである。

実際のところ、政府法案を形成する行程は、立法行程と同様、或いはそれ以上に重要なこともある。下の図では、政府法案作成に關与している立法行程前の手順の概要を示している。政府法案は、特に強力な政党の支援を受け、政府政党が過半数以上を保持している与党である場合、通常、政府のイニシアティブをサポートする法案は可決される<sup>58</sup>。なので、政府法案は、議会による否決危険性よりも、会期内に法案を審議し終えるか否かが一番の問題となる<sup>59</sup>。

政府の法案に対する構想は色々な方面から影響を受けるが、これは、立法行程前の重要な行程であると同時に不透明な部分でもある。第一に、法案の背後にある政府の政策構想の形成は公共の視野の外（あるいは、はっきりと規定されていないプロセス）で起こると言うことである<sup>60</sup>。それは、この段階でロビー活動家が入り、それぞれの業界に關連する省庁の大臣に対し、その業界・団体・企業・あるいは個人等にとって重要な問題への注意を求め、場合によっては、様々な影響力を使いそれぞれの利益を保護するための政策或いは法律の制定を提案することもある。市民や報道、野党議員は、法案提案が議会に提出された時点ではじめて政府の政策構想の存在に気付くこともある<sup>61</sup>。

---

<sup>58</sup> “How an Ontario Bill Becomes Law – a guide for legislators and the public”, Legislative Research Service, Legislative Assembly of Ontario, <http://www.ontla.on.ca/lao/en/media/laointernet/pdf/bills-and-lawmaking-background-documents/how-bills-become-law-en.pdf>, August 2011, (accessed on February 9, 2017).

<sup>59</sup> 同上

<sup>60</sup> 同上

<sup>61</sup> 同上

法案作成行程には、内閣に多くの構造やルールがあるため、行程は、州の場合、州政府によって多少異なる。例えば、オンタリオ州の場合、法案起草プロセスにおいては、各省庁に、背景資料等の準備をする責任があり、内閣で案が承認されると、内閣と首相のオフィスの両方は立法庁の弁護士に指示・構成を渡し法律案の起草をさせる<sup>62</sup>。最終的には、立法提案は、政府法案となり、その決定は内閣により行われる。内閣は、この政策構想の設定、そして、その後の法律案策定、立法行程と、そのプロセスに継続的に関与し、政府の政策目標を元に立法プロセスへの優先順位を確定する<sup>63</sup>。



図5 オンタリオ州での立法前行程<sup>64</sup>

<sup>62</sup>同上

<sup>63</sup>同上

<sup>64</sup>同上

## 2. カナダでのロビー活動に関する法律と規則

政治の透明性と説明責任を促進し、連邦公職者に対するロビー活動を規制するため、「ロビー活動法（*Lobbying Act*）」と、政府の政策や意思決定プロセスの整合性に対しての国民の信任を得るために「連邦政府の責任に関する法（*Federal Accountability Act*）」が定められた<sup>65</sup>。なお、同じような法律や規則がカナダのほとんどの州といくつかの市町村の自治体でも制定されている。これらの法律により、連邦政府下にロビー活動の監視・監督・記録を管理するロビー活動局（*Office of the Commissioner of Lobbying*）が2008年7月に設立された。このロビー活動局の任務の一つは、ロビー活動家登録簿（ロビー活動家が開示する登録情報）の維持と管理をすることである。また、ロビー活動局は、国民の意識を育成、また、この法律の要件に対する国民の知識の向上を目指すための教育プログラムの開発、そして、ロビー活動法とロビー活動家行動規範（*Lobbyists' Code of Conduct*）の遵守を確保するための法・規則の見直しや調査を実施する<sup>66</sup>。

### 2.1. ロビー活動に対する連邦政府と州政府の法律

#### 2.1.1. ロビー活動に対する規制の歴史

「ロビー活動」とは、公務員や議員（公職者）に特定の事象に対して賛同あるいは反対するように連絡を取るために行う如何なる努力行為・活動に対する一般的な名称である<sup>67</sup>。

- 1989年にカナダのロビー活動家登録法が発効した。多くの議論と広範な協議の結果、政府へのアクセスを妨げることなくロビー活動家の行動・活動をより透明

---

<sup>65</sup> “Ten Things You Should Know About Lobbying - A Practical Guide for Federal Public Office Holders”, Office of the Commissioner of Lobbying of Canada, <https://lobbycanada.gc.ca/eic/site/012.nsf/eng/00403.html>, November 20, 2012, (accessed on February 9, 2017).

<sup>66</sup> “About Us”, Office of the Commissioner of Lobbying of Canada, [https://lobbycanada.gc.ca/eic/site/012.nsf/eng/h\\_00004.html](https://lobbycanada.gc.ca/eic/site/012.nsf/eng/h_00004.html), March 1, 2012, (accessed on February 14, 2017).

<sup>67</sup> “Federal Lobbying System: The Lobbying Act and the Lobbyists’ Code of Conduct”, Library of Parliament, <http://www.lap.parl.gc.ca/content/lap/researchpublications/2011-73-e.htm#a3>, 2012, (accessed on February 9, 2017).

にするため、この法律が制定された。この法律は、政治的或いは個人的な接触を通じて政府に影響を与えようと努めている個人が政治システムを濫用しているのではないかという当時の一般の見解・批判に直接対応するためのものであった。実際、これとは別に1965年から1985年の間、20以上のロビー活動を規制する個人議員法律案 (Private Member's bills) が下院に紹介されたのは、政治スキャンダルと世間の激しい非難の結果であった<sup>68</sup>。

- 登録制度は、誰が何時、どの政府政策に対して影響を与えようとするために政府内の誰と会談をしたのかといった、国民の知る権利を促すことが目的である。この法律はさらに有料で活動しているロビー活動家に対する基本的な要求事項、例えばロビー活動家自身の情報や、ロビー活動の目的についての情報を提供することが含まれていたが、ロビー活動家自体を規制、あるいは、ロビー活動家の行為自体を規制するものではなかった。
- 1998年、オンタリオ州でも同様のロビー活動家登録法が施行された。
- 2008年に連邦政府の説明責任に関する法律 (Federal Accountability Act) が制定され、「ロビー活動家登録法」から「ロビー活動法」への名称の変更を含む、大幅な、ロビー活動家登録法の改正が行われた。この改正は、ロビー活動に適用される連邦規則の大幅な強化策を表し、連邦公職者へロビー活動をする人たちに対して更なる規則や義務を課すものとなった<sup>69</sup>。

### 2.1.2. ロビー活動法の概要

ロビー活動家登録体制の基本原則は以下の通り。

- フリーでオープンな政府へのアクセスは公共の利益のために重要な事項である
- 公職者に対するロビー活動は正統な活動である
- 公職者および国民によって誰がロビー活動に従事しているのかを知ることができることが望ましい
- ロビー活動家登録システムは、国民の政府に対するフリーでオープンなアクセスを妨げてはならない

---

<sup>68</sup> Meunier, Pierre B., André Turmel, Guy W. Giorno, and Peter Hyndman. *Lobbying the Federal and Ontario governments*. Toronto, ON: Carswell, 2013.

<sup>69</sup> 同上



### 2.1.2.1. いつこの法律が適用されるのか？

ある個人が特定の状況下でロビー活動法による報告や他の義務が発生するのは、以下の4つの条件を満たす場合である<sup>70</sup>。

1. この個人はロビー活動家でなくてはならない
2. この個人は法律で規定されている活動の1つ以上を行い始めなくてはならない
3. この活動に公職者が関与してはならない
4. この活動は政府の決定に関係するか、法律で規定されている事象の一つでなくてはならない<sup>71</sup>

注意しなくてはならないのは、たとえある行動がここに挙げてある4つの条件に該当する場合でも、その個人または活動が法律の適用上で特別に免除となることもある。

### 2.1.2.2. 条件1：ロビー活動家とは？

ロビー活動家という地位には何らかの報酬を受けていることが必要とされる。

「ロビー活動家」は、ロビー活動法の法律内で定義されていないが、報告義務が適用される2種類の個人について解説する。

#### 1. 顧問ロビー活動家:

- 報酬の為に、顧客のために行動する
- 「支払い」とは、金銭、或いは、何らか価値のあるものと定義され、契約、約束または合意を含む何らか価値のあるものを含む<sup>72</sup>
- 「友人」として支援を行った努力に対して受益を提供した個人には適用されない

---

<sup>70</sup> Meunier, 上掲, p47

<sup>71</sup> 同上,

<sup>72</sup> Lobbying Act (R.S.C., 1985, c. 44 (4th Supp.)), Subsection 2

- 弁護士、会計士、ビジネスアドバイザー、プロのロビー活動家、政府関係コンサルタント、社外取締役は、顧問ロビー活動家に含まれる可能性がある<sup>73</sup>

## 2. 社内ロビー活動家:

- 株式会社、事業組合、協会、慈善団体、パートナーシップ、信託、州あるいは地方自治体政府、非キャピタル株式会社、連合、利益団体またはその他の「組織」の定義に含まれるエンティティの従業員（又は義務の履行のための補償官）<sup>74</sup>
- 従業員や役員は、雇用者または雇用企業の親会社または雇用者の任意の企業の子会社の代理として行動するかどうかによってロビー活動家となる
- 雇用者・雇用企業等の“代理に”あるいは、“”のために“行動した場合

ロビー活動家が、どちらの「ロビー活動家」のカテゴリに当てはまるかによって、ロビー活動法下での報告要件・義務が異なってくる。下の表は、簡易であるが、顧問ロビー活動家と社内ロビー活動家の違いをまとめた。

	顧問ロビー活動家	社内ロビー活動家
報告要件	どんなに簡単であれ、どのような通信であっても報告しなくてはならない	通信は、総合的に評価して従業員の職務において主要な部分を占めているか否かによって決まる。
政府契約を結ぶための通信について	登録しなくてはならない	登録する必要はない
公職者との会合を取り計らう	登録しなくてはならない	登録する必要はない

<sup>73</sup> “2. Categories of Lobbyist”, A Guide to Registration, Office of the Commissioner of Lobbying of Canada, <https://lobbycanada.gc.ca/eic/site/012.nsf/eng/00484.html#s2>, May 1, 2015, (Accessed on February 20, 2017)

<sup>74</sup> Meunier, 上掲, p48

### 2.1.2.3. 条件2：ロビー活動とは？

「ロビー活動」は、ロビー活動法の法律内で定義されていないが、法律の対象となる特定の活動について説明する。

大きく分けて以下の2つの活動は、法律の対象となる<sup>75</sup>。

#### 1. 政府による金額に係る意思決定に係る公職者との通信

登録が必要となる通信	登録が必要とならない通信
<ul style="list-style-type: none"><li>● 政府による助成金、寄付・寄贈、または契約の特定の用途・適用についての問い合わせ</li><li>● 特定の利益に関連する申請、プロジェクトの承認、あるいは条件の交渉などで、どのような追加情報が必要かを明らかにするための通信</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 既に公表されている情報についての問い合わせ</li><li>● プログラムや出願プロセスの期間や条件に対する一般的な問い合わせ</li><li>● 相談、公聴会、ラウンドテーブルなどの透明性が議会の委員会と同様にあり、議事録や決定などが容易に公知となっている政府主導の活動への参加</li><li>● 公職者による連邦法・規則の施行、解釈また活用に係る通信</li><li>● 議会委員会への説明会に関する準備と報告</li><li>● 公職者との通信には至らない活動</li></ul>

#### 2. 顧問ロビー活動家のみの場合、公職者とその顧問ロビー活動家以外の他の人との間での会議の手配

<sup>75</sup> Meunier, 上掲, p51

- 利害関係者（例えば、利益団体、産業組合そして、企業など）は、政府関係の職員、公職者と日常的に会議を行っている為、この類の通信（公職者とそのロビー活動家以外の他の人と会議を設定する為の通信）は、社内ロビー活動家にとっても登録の対象となるが、あくまで従業員が会議の手配を事務的に行った場合は、顧問ロビー活動家のような精査を受けることはなく登録の対象とならない場合もある。

上記の活動において、ロビー活動法の適用を受けるきっかけとなる事象は以下の通り。

- 顧問ロビー活動家の場合、活動業務を仕事として引き受けたことがきっかけとなる。これは、いつ公職者との通信、或いは打ち合わせの手配を行うことを業務として始めたかであり、いつ、実際に公職者と通信が行われたか、或いは、会議の手配をしたかではない。
- 「仕事として引き受けた」とは、顧問ロビー活動家が公職者に対し顧客に代わって通信をすることを目的に、顧客と顧問ロビー活動家の間で書面または口頭による合意または契約がなされたことを意味する。
- 社内ロビー活動家の場合は、ロビー活動を含むその人の職務内容で、企業或いは団体が「公職者との通信を職務の一つとする一名以上の個人」を雇用開始した時点であり、その一名以上の個人が実際に公職者と通信を開始した時ではない。

公職者との通信が従業員の職務の一部を形成するかどうかは事実・実態による。これは、書面または口頭による公職者との通信が従業員の業務の一環であるか否かは、実態、事実、証拠、およびそれらの事実に基づく推論によって決定されなければならないことを意味する。言い換えるなら、社内ロビー活動家による通信は、特定の状況や事情を考慮して評価されなければならない。

なお、ロビー活動が、その従業員の就労時間の 20%以上を構成する場合、社内ロビー活動家としての報告義務が適用されることに注意を要する。

#### 2.1.2.4. 条件3：“公職者”とは？

「公職者」とは、連邦政府省庁の役人またはその従業員のことで、以下の個人も含む<sup>76</sup>。

- 上院議員
- 下院議員
- 上院議員あるいは下院議員のスタッフ全員
- 連邦政府の従業員（公務員）
- 裁判官または州知事を除く、連邦内閣あるいは連邦政府の大臣によって公務を任命された個人
- 連邦庁、委員会、あるいはほかの採決機関の役員、取締役および従業員
- カナダ軍隊のメンバー
- 王立カナダ国家憲兵（RCMP、カナダ連邦政府下の警察庁）のメンバー

連邦政府の説明責任に関する法（*Federal Accountability Act*）は「指定された公職者」と呼ばれる公職者の特別なカテゴリを設け、ロビー活動に関して、新たな規制や義務を課した。これにより、ロビー活動家側にも、この指定された公職者との通信や会議を持つ際には新たな規制・義務が適用される。下記に、「指定公職者」の幾つかの例を挙げる<sup>77</sup>。

- 閣僚・大臣
- 公共サービス雇用法（*Public Service Employment Act*）第128(1)項の下で任命されて大臣の事務所に雇用された者
- 副大臣、最高執行役員、その他の個人で、上級管理職の地位を持つ、省庁内で準副大臣、副大臣などと同様の位置を占めているもの。防衛スタッフの長官、副長官、海、陸、空軍の長官、そして、軍人長（*Chief of Military Personnel*）
- 軍事判事官（*Judge Advocate General*）

---

<sup>76</sup> *Lobbying Act* (R.S.C., 1985, c. 44 (4th Supp.)), Subsection 2

<sup>77</sup> Meunier, 上掲, p56

#### 2.1.2.5. 条件4：政府の決定の種類

公職者との通信は、以下に列挙する5つの種類の政府の決定のうち、一つ以上に係わる通信の場合に法が適用される（以下は顧問と社内ロビー活動家の両方に適用される）。

- カナダ政府立法案、上院議員または下院立法案の開発
- 上院または下院への法律案の提案、法案の可決、否決、或いは任意の法案の改正、または、決議
- 新たな規制の策定、或いは規制に対する改正
- カナダ政府の政策或いはプログラムの開発或いは変更
- 許可、認可、寄付またはカナダ国の名による、或いはカナダの代理での他の金銭的な利益の授与

顧問ロビー活動家は、カナダ国との契約の授与に関する通信・活動もロビー活動法の適用を受ける。

ただ、一度、政府の意思決定が成された後は、その実現・履行に関する通信については必ずしも法の適用を受けるとは限らない<sup>78</sup>。

#### 2.1.2.6. 例外：個人

以下の個人には、その個人が公式な職務権限内で活動している限りの場合は、ロビー活動法が適用されない<sup>79</sup>。

- 州政府議会議員
- 州政府議会議員の職員
- 州政府職員
- 地方自治体議会議員
- 地方自治体議会議員の職員
- 地方自治体の役員及び職員

---

<sup>78</sup> Meunier, 上掲, p59

<sup>79</sup> Meunier, 上掲, p60

- インディアン法或いは他の法で設立された部族協議会の議員、その議員の職員或いは協議会の職員
- 先住民政府或いは組織のメンバー
- 先住民政府或いは組織の従業員或いは職員
- 外国政府の外交官、領事役員及びカナダの公式代表者
- 国連の専門機関の役員
- 国会法のもとで、特権および免責が付与されているその他の国際機関の職員・役人

#### 2.1.2.7. 例外：活動・行動

以下の活動・行動は、ロビー活動法の適用から除外される<sup>80</sup>。

- 議会の委員会への口頭或いは書面による手続き上での提出物で公共記録となるもの
- 国会法によって権限を有するものに対して、手続き上での口頭或いは書面によって提出されたもので公共記録となるもの
- ある人あるいは組織における議会で制定された如何なる法律の施行、解釈、或いは活用について、公職者に対して、ある人あるいは組織の代わりに口頭或いは書面で行った通信
- 情報開示要求に制限されている公職者への口頭及び書面での通信

#### 2.1.2.8. ロビー活動家とその雇用主の義務

##### 2.1.2.8.1. いつ報告書を提出しなくてはならないか：顧問ロビー活動家

顧問ロビー活動家は自身のロビー活動に関する申告書・報告書の提出責任がある<sup>81</sup>。顧問ロビー活動家は、仕事として引き受けた日より10日以内

---

<sup>80</sup> Meunier, 上掲, p60

<sup>81</sup> Meunier, 上掲, p63

に最初の申告書を提出し、それ以降は、毎月、翌月 15 日以内に申告書を提出しなければならない<sup>82</sup>。

- 提出が必要な情報は、その月に行われた引き受けた仕事に係る指定公職者との通信に関する情報
- 最初に提出した申告書で、含まれている情報で修正が必要な場合あるいは、その後を取得した情報の追加が必要な場合はそれらの情報
- 引き受けた仕事が行われた、あるいは中断・終了された事実<sup>83</sup>

月次申告書を提出する義務は、引き受けた仕事が行われるか、中断・終了し、ロビー活動家がロビー活動庁長官にその旨を月次申告書で報告し、終了する。

長官は、いつでも顧問ロビー活動家に対し、月次申告書の情報で不明瞭な点がある場合は、明確にするよう要請をすることが出来る。顧問ロビー活動家は、30 日以内に説明しなくてはならない。

それぞれの顧問ロビー活動家はそれぞれの引き受けた仕事に対して申告書を提出しなくてはならない。もし、複数の顧問ロビー活動家が同じ顧客の同じ目的で働いていたとしても、それぞれの顧問ロビー活動家が別々に自身の申告書を提出しなくてはならない。

もし、一つの引き受けた仕事において複数の公職者との接触が必要であった場合は、1つの申告書でまとめて提出する。

#### **2.1.2.8.2.  いつ報告書を提出しなくてはならないか:社内ロビイスト (企業・団体)**

---

<sup>82</sup> 同上

<sup>83</sup> 同上



社内ロビー活動家は、申告書提出の責任はない。会社または組織で最上級職に就いている従業員がその責任を負う。

企業や組織は、その企業または組織内でのすべての社内ロビー活動を網羅した単一の申請書を提出しなければならない<sup>84</sup>。

初期の申請書は、企業または組織が「20%のしきい値」に達した日より2ヶ月以内に提出しなければならない。それ以降は、顧問ロビー活動家と同様に、月次申請書を提出しなければならない。

この「20%のしきい値」とは、ロビー活動がある一人の従業員の総就労時間の20%以上となった場合、或いは、ロビー活動が同一の一人の従業員で全て行われた場合、その従業員の総就労時間の20%以上となると、法が適用される。

長官は、申請書の情報が不明瞭な場合は、いつでも明確化するように要請することができ、社内ロビー活動家は要請日より30日以内に説明を提出しなければならない。

#### **2.1.2.9. いつ報告書を提出しなくてはならないか：詳細な月次報告書（顧問及び社内ロビー活動家）**

最初の月次申告書の提出は、最初の申告書を提出した翌月の15日までに行う必要がある。毎月申告を必要とするような通信が発生しなかった場合は、申告書は、少なくとも6ヶ月ごとに提出しなければならない。

もし、企業や組織において、申告書提出義務適用の「20%しきい値」を満たす従業員がいなくなった場合は、この事実を月次申告書で長官に報告することにより、月次申告書を提出する必要がなくなる。

---

<sup>84</sup> Meunier, 上掲, p66

### 2.1.2.9.1. 何が報告されるか：顧問ロビー活動家

顧問ロビー活動家の申請書は以下の情報を含まなくてはならない<sup>85</sup>。

- 顧問ロビー活動家の名前、住所、名前とロビー活動家が働く会社のビジネス概要
- 顧客の名前と住所
- 顧問ロビー活動家の知識・理解で、顧客の代理で活動している者の成果に直接の興味があり、それらの活動を制御または指示をしているいかなる個人または組織の名前と住所
- もし、顧客が連合のメンバーである場合、各連合の名前と住所、または連合に所属している組織の名前と住所
- 引き受けたロビー活動に対する全体または一部の報酬の支払いが、そのロビー活動の結果により変動・左右される形式ではないという事実の陳述<sup>86</sup>。

### 2.1.2.9.2. 何が報告されるか：社内ロビー活動家

社内ロビー活動家の申告書には、以下の情報を含めなくてはならない<sup>87</sup>。

- 申告書を提出する責任者・役員の名前と住所
- 職員の名前と住所
- 雇用者の業務内容説明の要約、或いは他の業務内容
- 組織の場合は、その会員要綱やその他の情報の説明
- 政府のある決定に対して、組織を代理として（代表して）公職者と通信を行うそれぞれの従業員の名前
- 企業の場合は、特定の政府の決定について企業の、子会社或いは親会社の代理として公職者と通信する職務を持つそれぞれの社員の名前
- 職務の一部にロビー活動を含む上級役員の名前
- ロビー活動の職務に、その者の 20%以上の時間を費やした上級役員の名前。

---

<sup>85</sup> Meunier, 上掲, p67

<sup>86</sup> *Lobbying Act*, (R.S.C., 1985, c. 44 (4th Supp.)), Subsection 5(2)

<sup>87</sup> Meunier, 上掲, p71-72

企業の上級役員には、最高経営責任者、最高執行責任者、社長兼最高経営責任者、そして、他の役員で最高経営責任者、最高執行責任者や社長に直接報告する者も含まれる。

#### **2.1.2.9.3. 何が報告されるか：顧問及び社内ロビー活動家（企業と組織）**

- 申告書を提出するものの知識より、このロビー活動の成果に直接の興味を持つ各子会社の名前と住所
- 政府或いは政府機関が資金を提供している場合は、政府或いは政府機関の名前とその金額
- 公職者との通信の主題とその詳細
- すべての関連立法提案、法案、採決、規制、政策またはプログラム、助成金、寄付、金銭的な利益または契約の詳細
- 社内ロビー活動家提出の申請書のロビー活動家の名前が前公職者の場合は、前職の職務内容、指定公職者であったか否か。前職の離職日を含む前職の職務期間、所属部署及び職場での地位も含めなくてはならない
- 通信した、或いは通信をする予定の公職者が所属する連邦省庁や他の政府機関の名前
- 公職者との通信手法の詳細
- 他の必要な情報<sup>88</sup>

#### **2.1.2.9.4. 何が報告されるか：詳細な月次報告**

詳細な月次報告書は以下の情報を含めなくてはならない。

- 指定公職者の名前
- 通信の行われた日付け
- 通信の主題を示した詳細
- その他の規制で要求されている情報<sup>89</sup>

---

<sup>88</sup> Meunier, 上掲, p71-72

<sup>89</sup> “Monthly Communication report Worksheet”, Office of the Commissioner of Lobbying of Canada, <https://lobbycanada.gc.ca/eic/site/012.nsf/eng/00965.html>, September 17, 2017, (Accessed on February 20, 2017)

先にも説明したが、法律で規制されているロビー活動上での通信のみを報告するもので、その他の指定公職者との通信を含む全てを、月次報告書によって報告する必要はない。

報告書・申請書は、長官に対して、郵送、ファクシミリ、または直接提出するか、オンラインでの提出ができる。

#### **2.1.2.10. 公職者の義務**

指定公職者は、ロビー活動家との接触を記録する義務はない。

長官は指定公職者に対し、提出された報告書の精度等について質問する権限を持っているが、指定公職者は、このような質問に対して回答する義務・必要はない。ロビー活動家や企業による不正確な報告は、不注意による場合でも、犯罪とみなされる。

#### **2.1.3. 州及び準州**

最初のロビイスト登録法律/規制がカナダの連邦政府に導入されて以降、オンタリオ州がこのような法律を適応させた最初の州だった。その後、同様の法律が、ニューブランズウィック州、プリンスエドワードアイランド州、ユーコン準州、ノースウェスト準州、ヌナブト準州以外の州のほぼすべてに導入された<sup>90</sup>。自治体、たとえば、オンタリオ州内では、トロント市、ハミルトン市、ブランプトン市、オタワ市などで、同様のロビイスト登録制度がある<sup>91</sup>。

### **2.2. 社会におけるロビー活動の位置づけ・評価**

---

<sup>90</sup> Elizabeth McMillan, “N.W.T. one of few jurisdictions without lobbyist registry”, CBC News, <http://www.cbc.ca/news/canada/north/n-w-t-one-of-few-jurisdictions-without-lobbyist-registry-1.2871869>, December 15, 2014, (accessed on February 9, 2017).

<sup>91</sup> Paul A. Boniferron et al., “What Every Stakeholder Needs to Know About Lobbyist Registration”, McCarthy Tetrault, [http://www.mccarthy.ca/article\\_detail.aspx?id=7265](http://www.mccarthy.ca/article_detail.aspx?id=7265), June 6, 2016, (accessed on February 9, 2017).

### 2.2.1. ロビー活動家像

カナダでは、特に大企業や産業を代表するロビー活動家グループは、役所や政治家の腐敗を促進するグループとしてはかなり否定的に見られることがある。これは過去に起こった幾つかの不祥事・スキャンダルにより作られたイメージ<sup>92</sup>、あるいは、政府・政策を操作する力がある者（悪い意味で）と見られる場合もある。

その一方で、様々な大企業にとっては、企業の規制 遵守・コンプライアンス とリスク管理を維持するためにロビー活動は重要な業務の一部であり、政府にとっては、しばしば様々な外部の利害関係者と新しい法律または改正が及ぼす影響の評価などを理解するために多くの対話を必要とする。したがって、上記のものを含む様々な法令等を、ロビー活動に倫理、透明性および公平さを促進するために導入された。

### 2.2.2. ロビー活動家の役割

ロビー活動は、政府担当者とのコンタクトの獲得、補助金、契約、ライセンス、天然資源へのアクセス権の取得、政策変更への影響など、数多くの目標を達成するために使われる<sup>93</sup>。ロビー活動家はしばしば、ロビー活動で達成したい目標・目的に応じて大きく分けて4つ分類することができる。

- 接触：政治家や役員など、政府の決定/改革/ライセンス/助成金など、影響を与えうる政府の地位にいる公職者の連絡先を取得するための専門家。このカテゴリのロビー活動家は、多くの場合、政府や政府内にある個人的な連絡先や関係を使用して仕事を達成する。
- 政府内行程・手続き・手順：政府の政策、手続き、官僚内の制度などについて様々なアドバイスを提供する手順・手続きに関する専門家

---

<sup>92</sup> A. Paul Pross, “Lobbying in Canada”, *Historica Canada*, <http://www.thecanadianencyclopedia.ca/en/article/lobbying/>, February 7, 2006, (accessed on February 9, 2017).

<sup>93</sup> “Ethics in Public Relations – Lobbying”, Tangient LLC, <https://ethicsinpr.wikispaces.com/Lobbying>, May 1, 2013, accessed February 9, 2017.

- 政策：特定領域の公共政策、立法、政府政策など、特定の内容や主題に関する政策専門家。
- 広報・世論形成：渉外・広報、世論調査と論争点の管理キャンペーン、世論を構成する為など複雑な問題を公衆に伝える手段等を計画するコミュニケーションの専門家<sup>94</sup>。

### 2.2.3. カナダ国内のロビー活動家

顧問ロビー活動家、社内ロビー活動家などのロビー活動家は、ロビー活動庁に登録しなくてはならない。顧問ロビー活動家は、顧客ごとに個別の登録を提出しなければならない。その一方、社内ロビー活動家は、社内組織内の最上級のものが、全ての社内ロビー活動家を列挙した登録をする。

以下の図は、2017年2月9日現在の過去5ヶ月の連邦政府ロビー活動家登録数及び、ロビー活動登録数である。

活動中のロビー活動家数 (種類別)						
種類	2016-09-30	2016-10-31	2016-11-30	2016-12-31	2017-01-31	Current 2017-02-09
顧問	897	900	901	894	901	903
社内	1657	1687	1673	1696	1719	1721
組織	2741	2790	2867	2930	2915	2918
合計	5295	5377	5441	5520	5535	5542

図 6 ロビー活動家数<sup>95</sup>

活動中登録数 (種類別)						
種類	2016-09-30	2016-10-31	2016-11-30	2016-12-31	2017-01-31	Current 2017-02-09
顧問	2732	2770	2824	2835	2840	2827
社内	320	332	326	329	335	335
組織	526	528	531	533	531	531
合計	3578	3630	3681	3697	3706	3693

図 7 ロビー活動登録数<sup>96</sup>

<sup>94</sup> 同上

<sup>95</sup> “Active Lobbyists and Registrations by Type”, Office of the Commissioner of Lobbying Canada, <https://lobbycanada.gc.ca/app/secure/ocl/lrs/do/lbsRegs>, January 18, 2017, (accessed on February 9, 2017).

以下は、アクティブなロビー活動登録の数に基づいた上位 10 の政府機関のリストである。この表は、ロビー活動の一般的な優先順位や活動家の関心を示す。

政府機関別のロビー活動登録数						
政府機関	2016-09-30	2016-10-31	2016-11-30	2016-12-31	2017-01-31	Current 2017-02-09
下院	2516	2559	2618	2658	2675	2666
首相室 (PMO)	2055	2105	2149	2175	2199	2186
イノベーション、科学と 経済発展カナダ	2095	2121	2152	2178	2179	2164
財務省	1748	1772	1836	1861	1875	1863
上院	1509	1549	1585	1608	1637	1634
世界情勢カナダ (外務省)	1419	1433	1469	1489	1471	1461
勅密院	1240	1241	1275	1283	1286	1279
カナダ保健省	1151	1176	1191	1204	1200	1191
環境と気候変動省	1132	1130	1155	1165	1155	1152
カナダ運輸省	1002	993	1023	1022	1033	1033

図 8 ロビー活動登録数と政府機関<sup>97</sup>

ロビー活動登録数は政府機関間で違いがあるが、ロビー活動が上院と下院を含む立法機関、首相および様々な大臣/省庁を含む執行機関など、政府のすべてのレベルにロビー活動登録をし、ロビー活動をしている。

### 2.2.3.1. カナダで最も活発なロビー活動家

以下は、2013 年に MacLean.ca より発表された、首相府、環境カナダ、カナダ天然資源省、環境評価機関などの環境・資源関連機関、財務省のそれぞれに対して最も活発にロビー活動を起こしたロビー活動家のリストである。

<sup>96</sup> 同上

<sup>97</sup> “Government Institutions in Active Registrations”, Office of the Commissioner of Lobbying Canada, <https://lobbycanada.gc.ca/app/secure/oc/lrs/do/regGovlnsts>, January 18, 2017, accessed on February 9, 2017.

<b>Top 10 most active groups that lobbied the Office of the Prime Minister</b>	
	Number of lobbying efforts
<b>Mining Association of Canada (MAC)</b>	<b>11</b>
<b>Federation of Canadian Municipalities</b>	<b>10</b>
<b>TransCanada Corp.</b>	<b>10</b>
<b>Small Guys Tobacco Group</b>	<b>9</b>
<b>EDF EN Canada Inc.</b>	<b>9</b>
<b>Merit Canada</b>	<b>7</b>
<b>Google Canada Corp.</b>	<b>7</b>
<b>General Motors of Canada Ltd.</b>	<b>7</b>
<b>Canadian Association of Petroleum Producers</b>	<b>7</b>
<b>Catalyst Capital Group</b>	<b>7</b>

(image from MacLeans.ca)

図 9 首相府に活発にロビー活動をしたトップ 10 のロビー活動家<sup>98</sup>

<b>Top 10 most active groups that lobbied on the environment and resources**</b>	
	Number of lobbying efforts
<b>Canadian Association of Petroleum Producers</b>	<b>58</b>
<b>Mining Association of Canada (MAC)</b>	<b>48</b>
<b>Canadian Fuels Association</b>	<b>22</b>
<b>Canadian Petroleum Products Institute</b>	<b>22</b>
<b>Suncor Energy Inc.</b>	<b>22</b>
<b>Cenovus Energy Inc.</b>	<b>18</b>
<b>Canadian Energy Pipeline Association</b>	<b>17</b>
<b>Canadian Electricity Association</b>	<b>16</b>
<b>Canadian Gas Association</b>	<b>16</b>
<b>TransCanada Corp.</b>	<b>15</b>

(image from MacLeans.ca)

図 10 環境や自然資源について活発にロビー活動したトップ 10 のロビー活動家<sup>99</sup>

<sup>98</sup> “The top lobby groups in Ottawa”, Macleans.ca, <http://www.macleans.ca/news/canada/the-top-lobby-groups-in-ottawa/>, December 5, 2013, (Accessed on February 9, 2017).

<sup>99</sup> 同上



Top 10 most active groups that lobbied the Department of Finance	
	Number of lobbying efforts
Canadian Bankers Association	42
Royal Bank of Canada	27
Federation of Canadian Municipalities	25
Franklin Templeton Investments Corp.	21
Canadian Federation of Independent Business (CFIB)	19
Canadian Steel Producers Association	17
Bank of Montreal	16
Alliance of Manufacturers & Exporters Canada (CME)	16
Canadian Life and Health Insurance Association Inc.	15
Mining Association of Canada (MAC)	14

(image from MacLeans.ca)

図 11 財務省に活発にロビー活動をしたトップ 10 のロビー活動家<sup>100</sup>

これらの表にあげられているロビー活動家のほかに、例えば、カナダ牛肉協会 (Canadian Cattlemen’s Association (<http://www.cattle.ca/>))、動物保護のための世界協会 (World Society for the Protection of Animals (<https://www.worldanimalprotection.ca/>))、カナダ養鶏農家 (Chicken Farmers of Canada (<http://www.chicken.ca/>))、カナダ国立鉄道 (Canadian National Railway (<http://www.cn.ca/>)) が、とても活発に連邦政府・機関にロビー活動をしている組織・企業である<sup>101</sup>。

### 2.3. ロビー活動の活用—成功確率の向上のために

ロビー活動の目的は、政府との関係を利害関係者にとって、管理可能な、予測可能な、そして、生産性のあるものにすることだ<sup>102</sup>。したがって、ロビー活動は、政府担当者

<sup>100</sup>同上

<sup>101</sup> “The 10 lobby groups with the most contacts with federal officials”, MacLeans.ca, <http://www.macleans.ca/news/canada/in-the-lobby/>, November 27, 2012, (accessed on February 9, 2017).

<sup>102</sup> Scott Proudfoot, “Elements of Successful Lobbying”, [http://www.hillwatch.com/Publications/Bulletins/Successful\\_Lobbying.aspx](http://www.hillwatch.com/Publications/Bulletins/Successful_Lobbying.aspx), July 2004, (accessed on February 9, 2017).

とのコンタクトの獲得、補助金、契約、ライセンス、天然資源へのアクセス権等の取得、政策変更への影響など、数多くの目標を達成するために使われる。

### **2.3.1. 効果的なロビー活動**

効果的なロビー活動を行うには、幾つかの主要な要素がある。以下に、幾つかの重要な要素を列挙する。

#### **2.3.1.1. プロセスを理解し、プロセスと働く**

政府内のプロセス（行政判断、政策決定、法案審議等）を理解することは、成功への最も重要な鍵である。政府や議会はルールや決定を行う前に定義されたプロセスや段階に従う必要がある。そのため、それぞれのプロセス/ステージで、ロビー活動家にとって政府や選出された議会議員、任命された政府機関の役員等に連絡を取るのに必要な機会や時間が設けられている。これにより、例えば、方向性を変更させるように、問題を鎮圧させるように、またはプロセスを遅らせるように働きかける時間や機会が設けられている。

#### **2.3.1.2. キーコンタクトとの関係の開拓・構築**

効果的なロビー活動のもう一つの重要な要素は、政府内でのプロセス上での重要な連絡先を識別し、その連絡先と接することである。業界団体/公益グループ（例えば、人権擁護団体、労働者人権団体等）は、政府の様々なレベルでの役員やスタッフとの実務レベルでの関係構築や協力関係の開拓に、多大な労力を費やしており、これには、政治家の幹部職員、関連のある委員会に所属する下院議員や上院議員、議員のアシスタント、政府機関、規制当局の主要な職員、そして、他の団体や組織との関係構築も含む<sup>103</sup>。

#### **2.3.1.3. 適切な資源の使用**

---

<sup>103</sup> “How to Be an Effective Lobbyist in Canada”, the Employee Assistance Trade Association, May 2012.

特定の問題または要求による状況や必要性などによって、適切な知識や技術を持ったロビー活動家を雇うことが必要だ。例えば、目的達成のために鍵となる公職者の連絡先を取得するための専門家、立法や政府内プロセスの専門家、政策専門家、あるいは、コミュニケーション（広告、宣伝、世論の構築）の専門家など、状況によって適切な人的資源を適宜使い分ける必要がある。

#### **2.3.1.4. 監視-早期の警告・兆候の検出および予想**

多くの場合、ほんの小さな規制の変更によって、業界に多大な利益（または損失）をもたらす結果となることがある。幸か不幸か、政府のプロセスは通常、非常にゆっくりと進むので、なるべく政府プロセスの初期に何かしらの警告（あるいは兆候）を見つけることは、その対策の策定や、特定の戦略を進めるために大変重要となる。このような早期の警告・兆候の発見は、政府機関内での主要な連絡先やその他の情報源とのネットワークの構築により実現可能となる。

#### **2.3.1.5. 組織との連携 - 業界団体／公益団体**

政府はしばしば「公共の利益」を形成あるいは定義するために、様々な団体、企業、そして/或いは、個人などより寄せられる見解、意見そして主張を集め、仲裁・調停する役割をすることがある（特に世論が注目している問題、社会に大きな影響を与える問題等）。したがって、適切な状況・場合には、事象や問題に対して複数の団体・企業・個人の間で共通の立場の形成が可能なことを見せるため、それらの事象や問題に関連する他業界、他企業や利益団体などと連携することで、交渉・ロビー活動が優位となることもある。

### 3. ロビー活動事例集

#### 3.1. 事例 1 : ワクチンプログラムの強化

##### 3.1.1. 背景

ガーダシル (Gardasil) は、「9 歳から 26 歳の少女や女性に対して Human Papillomavirus (HPV) 9 型による子宮頸癌、膣癌、外陰部癌、肛門癌や性器疣贅 (ゆうぜい) などを予防する」、また、「9 歳から 26 歳の少年や男性に対して同じ型の HPV による肛門癌や性器疣贅を予防する」ワクチンである<sup>104</sup>。

米国食品医薬品局 (Food and Drug Administration、FDA) は、2006 年 6 月 8 日に、HPV 6 型、11 型、16 型及び 18 型への感染を予防するワクチンとして承認した。

##### 3.1.2. ロビー活動

ガーダシルは、子宮頸癌、膣癌、外陰部癌、肛門癌や性器疣贅などの病気を予防するワクチン類では初めてのもので、幾つかの型の HPV ウィルスに対する感染予防として有効であることを実証しており、ガーダシルにより予防できる HPV ウィルス型の中の 2 つの型に起因する子宮頸癌は、癌患者全体の約 70%であることがわかっている<sup>105</sup>。

---

<sup>104</sup> “GARDASIL 9”, Marck Sharp & Dohme Corp., <https://www.gardasil9.com/>, 2016, (accessed on February 9, 2017).

<sup>105</sup> “Update on human papillomavirus (HPV) vaccines,” Public Health Agency of Canada, <http://www.phac-aspc.gc.ca/publicat/ccdr-rmtc/12vol38/acs-dcc-1/index-eng.php#a4-1>, January 2012, accessed on February 9, 2017.



図 12 ガーダシルキャンペーン広告<sup>106</sup>

ワクチンの費用は一人 500 カナダドル程度で、6 ヶ月以内に三度のワクチン接種が行われる。このワクチンは数多くの公共保険団体からの信頼を勝ち取り、2006 年に、カナダ国内の公共の健康管理を掌る国家機関であるカナダ保健省により承認された<sup>107108</sup>。

カナダ保健省による承認後、ガーダシルの製造元である製薬大手、メルク フロスト カナダ社 (Merck Frosst Canada Ltd., メルク社) は、メルク社の提案する予防接種戦略をオンタリオ政府に推奨するよう、ヒル・アンド・ノールトン事務所に在籍する著名なロビー活動家、ハーパー前首相を補佐していたケン・ベッセンクール氏、マックゲンティ前オンタリオ州知事の職員、ボブ・ロピンスキー氏、そして、スミサーマン前オンタリオ州保健省大臣の職員長、ジェイソン・グリアー氏を雇った<sup>109</sup>。メルク社は、オンタリオ州議会に対し、カナダ各州 (オンタ

<sup>106</sup> Geraldo Fuentes, “Gardasil Worries,” Viewzone, <http://www.viewzone.com/gardasil.html>, (accessed on February 10, 2017).

<sup>107</sup> 同上

<sup>108</sup> “Update on the recommended Human Papillomavirus (HPV) vaccine immunization schedule”, Government of Canada, March, 1, 2016, (Accessed on February 10, 2017)

<sup>109</sup> Les Whittington, “Not all lobbying is bad: Flaherty,” Toronto Star, <http://www.ftlcomm.com/ensign/editorials/LTE/hueglin/hueglinList/100/hueglin107/TheStarFlaherty.pdf>, April 17, 2007, (accessed on February 9, 2017).

リオ州全地域) の学童に対し HPV を予防するワクチン接種を義務とするよう、様々なロビー活動を展開した。

同様のロビー活動が連邦政府にも行われた。メルク社は、他のロビー活動家の援助を受け、若い女性に対して予防接種の必要性を「誰かに伝えよう」という大きなキャンペーンをテレビ上で繰り返し広げた<sup>110</sup>。メルク社はまた、他の利益団体、特に、産婦人科学会やカナダ婦人科医会より支援を受け、その結果、州そして国レベルの予防接種プログラムが創設された。例えば、2007年に、少女や女性に対する国家 HPV 予防接種プログラム助成及びその関連予算政策提案が決定し、連邦政府は国家予算として 30 億カナダドルの歳出を約束した（ワクチンの価格は 300 カナダドル程度に下げて設定）<sup>111</sup>。

メルク社から保健政策関連議員や州政府に対して、ガーダシルの HPV ウィルス感染に対する予防効果に関する強い医学上データや証拠、ウィルスの感染や癌の拡散からカナダの若い世代を守る為にこの予防接種プログラムをサポートし、実施することが必要であるというデータや証拠が提出されたことが容易に予想される<sup>112</sup>。

---

<sup>110</sup> Giulia Carando, "Public Relations Problems and Cases - HPV case study", October, 29, 2008, (Accessed on February 10, 2017)

<sup>111</sup> Tanya Talaga, "Lobbyists boosted vaccine program," Thestar.com., [https://www.thestar.com/news/2007/08/16/lobbyists\\_boosted\\_vaccine\\_program.html](https://www.thestar.com/news/2007/08/16/lobbyists_boosted_vaccine_program.html), August 16, 2007, accessed on February 16, 2017.

<sup>112</sup> Renee Torgerson, and Margaret MacAdam, "HPV Vaccine Funded in Canada," Health Policy Monitor, [http://www.hpm.org/en/Surveys/CPRN - Canada/10/HPV\\_Vaccine\\_Funded\\_in\\_Canada.html](http://www.hpm.org/en/Surveys/CPRN - Canada/10/HPV_Vaccine_Funded_in_Canada.html), October 2007, (accessed on February 16, 2017\_.

### 3.1.3. 政府の行動とその効果

メルク社のロビー活動の結果、2007年8月に、オンタリオ州政府はその後3年間、Human Papillomavirus (HPV) ウィルス予防接種プログラムを学校で始め、また、9歳から26歳の女性に対して6型、11型、16型及び18型 HPV ウィルス感染に対する予防の為、政府が助成する HPV ウィルス予防接種キャンペーンをはじめ、30億カナダドルを拠出することに合意した<sup>113</sup>。これにより、オンタリオ州の全ての8年生の女性（日本の中学2年生）は、無料でガーダシル予防接種を受けることが出来るようになった。ただ、このキャンペーンにより、若い女性による早期の性行為を容認することとなるとして、モラルや宗教的価値観への危惧からくる反対論争を幾つかの右派団体や宗教団体から誘発したが、医療従事者による医学的また科学的な証拠をもとに、女性が若いうちに、特に性的に活発になる前に、予防接種を受けることにより、ガーダシルワクチンの効力をさらに高めることになると主張し、ワクチンの必要性を訴えた。

2008年9月までには、カナダの全ての州及び準州において、同様の学校における予防接種キャンペーンが開始された<sup>114</sup>。

2016年4月、オンタリオ州政府は、若い男性から HPV ウィルスやそれに関連する癌を予防する為、政府負担による HPV ウィルス予防接種プログラムを若い男性にも適用範囲を広げると発表した<sup>115</sup>。2016年9月現在では、オンタリオ州は、少女のみならず少年に対しても、そして、7年生（日本では、中学1年生程度）

---

<sup>113</sup> "Ontario Expanding HPV Vaccine Program to Include Boys," News.ontario.ca, <https://news.ontario.ca/mohltc/en/2016/4/ontario-expanding-hpv-vaccine-program-to-include-boys.html>, April 21, 2015, (accessed on February 16, 2017).

<sup>114</sup> Rosemary Colucci et al, "HPV Vaccination Programmes in Canada, Are We Hitting the Mark?", Report Card on Cancer in Canada, Cancer Advocacy Coalition Canada, <http://www.canceradvocacy.ca/reportcard/2008/HPV%20Vaccination%20Programs%20in%20Canada.pdf>, 2008, (Accessed on February 16, 2017).

<sup>115</sup> 同上

の少年・少女にも、HPV ウィルス予防接種を無料で（政府負担で）行うプログラムが開始されている<sup>116</sup>。

---

<sup>116</sup>同上



## 3.2. 事例 2 : カナダの環境法の改正

### 3.2.1. 概要

2011 年、カナダ石油生産者協会（Canadian Association of Petroleum Producers（CAPP））、カナダエネルギーパイプライン協会（Canadian Energy Pipeline Association（CEPA））、カナダ石油製品協会（現在のカナダ燃料協会（Canadian Fuels Association（CFA）））そして、カナダガス協会（Canadian Gas Association（CGA））を含む 4 つの主要な石油と天然ガスの産業組合・ロビー団体は、カナダの環境法を改正するために広範囲にロビー活動を行った<sup>117</sup>。その他にこのロビー活動に参加した団体・企業には、エンブリッジ、キンダーモルガン、エンカナ、セノバス、コノコフィリップス、BP カナダ、トランスカナダ、サンコーなどがある。10 ヶ月という時間枠の中で、カナダ経済推進政策の下、そして産業発展促進の名目で、オムニバスの法案 Bill C-38 が提案され、いくつかの環境関連の法律が廃止されるか、大幅に改正された<sup>118</sup>。

### 3.2.2. ロビー活動

石油及びガス産業界は、当時のペーター・ケント環境大臣及び、ジョー・オリバー天然資源大臣に対し、「経済成長と環境パフォーマンス」を念頭に連邦政府に対して当時の環境保護法律等の再考査・改正することを求める嘆願書を提出した<sup>119</sup>。この嘆願書には、石油・ガス業界より、当時の 6 つの環境保全関連法、漁業（水産業）法、渡り鳥保護法、航行可能水資源保護法、国家エネルギー理事会

---

<sup>117</sup> Andrew Nikiforuk, "Canada's Petro Lobbyists Grow Faster than Pipelines," the Tye, <https://thetyee.ca/News/2012/12/05/Pipeline-Lobby/>, December 2012, (accessed on February 17, 2017).

<sup>118</sup> David Suzuki, "Bill C-38: What you need to know," David Suzuki Foundation, <http://www.davidsuzuki.org/publications/downloads/2012/C-38%20factsheet.pdf>, May 2012, (accessed on February 17, 2017).

<sup>119</sup> Max Paris, "Energy industry letter suggested environmental law changes," CBCnews, <http://www.cbc.ca/news/politics/energy-industry-letter-suggested-environmental-law-changes-1.1346258>, January 09, 2013, Accessed February 16, 2017.

法、全滅危惧種法、そして、カナダ環境評価法が、時代遅れとなっている為、「採掘開始可能事業」を開始するにあたって障害となっていることを理由に連邦政府に対して徹底的な点検、見直しを促すものであった<sup>120</sup>。



図 13 カナダ原油採掘装備例<sup>121</sup>

これらの法律が改正されることにより、環境保全に関する規制が緩和される為、環境汚染に対する考慮はあまりされなくなるが、石油・ガス産業界にとっては巨大な事業を促進することが可能になる。評論家によると、これにより、事業による環境影響評価やそれに対する公開説明等の機会が限られることになり、水資源や絶滅危惧種に対する保護が弱体化されるであろうと予想された<sup>122</sup>。

### 3.2.3. 政府の行動とその成果

2012年4月、上記の嘆願書が提出されてから数ヵ月後、当時の政府は、カナダ環境評価法の大部分を書き換えた形の改正案、国家エネルギー理事会法、漁業（水産業）法の大改正を含めた最初のオムニバス（総括的な）予算実施法案（複

---

<sup>120</sup> 同上

<sup>121</sup> “CAPP sees 62% decrease in Oil and Gas spending for Canada,” Mining.com, <http://www.mining.com/web/data-compiled-by-capp-indicates-62-decrease-in-oil-and-gas-spending-for-canada/>, 2016, (accessed on February 17, 2017).

<sup>122</sup> Mike De Sousa, “Stephen Harper’s “omnibus” strategy to overhaul green laws was proposed by oil industry, records say,” News National, <http://o.canada.com/news/national/blog-stephen-harpers-omnibus-strategy-to-overhaul-green-laws-was-proposed-by-oil-industry-says-records>, 2013, (accessed on February 16, 2017).

数の法案を総括して 1 つの法案として審議) としてを議会に提出し<sup>123</sup>、その後、可決された。

そのすぐ後、2012 年 10 月に、当時の政府は第 2 番目となる総括的な予算実施法案を国会に提出した。この法案では、カナダでも最も古い成文法の一つであった航行可能水資源保護法が、新たに制定された航海保護法に差替える法案を含めた総括法案で<sup>124</sup>、その後可決された。

カナダの石油・ガス産業界からのロビー活動により、おおよそ 70 にもわたる法律が改正される結果となった<sup>125</sup>。

- カナダ環境評価法は、これらの法案により新しいカナダ環境評価法案に置き換えられ、数千もの環境評価手順が省かれ、どのように調査・評価が被評価地で行われるか、そして、その評価過程での国民意見の反映、或いは参加を制限するものとなった。そのため、産業界側にとっては、環境評価にかかる期間や費用が大きく軽減された。
- これらの法案により、漁業（水産業）法改正は、魚類生息環境に対する保護を大きく縮小するものであるが、石油・ガス産業界にとっては開発可能地域に対する規制や事前調査の必要性が大きく軽減された。
- 絶滅危惧種保護法も改正され、開発許認可プロセスにおいての、絶滅危惧種に関する調査報告の影響が軽減された。
- 国家エネルギー理事会法も改正され、国家エネルギー理事会による石油パイプラインの許認可に対する勧告よりも、連邦政府・内閣の決定が優先できるようになった。また、国家エネルギー理事会が許認可を下す際の考慮から、絶滅危惧種の生態系地域或いは、パイプラインの水源・水路横断の数等を除くよう、改正された。
- 航行可能水資源保護法は、新たに制定された航海保護法に差替えられた。旧法では全ての航行可能な河川、湖そして、海洋がその保護対象として

---

<sup>123</sup> David Suzuki, “Bill C-38: What you need to know,” 上掲

<sup>124</sup> 同上

<sup>125</sup> Elizabeth May, “Bill C-38: The Environmental Destruction Act,” The Tyee, <https://thetyee.ca/Opinion/2012/05/10/Bill-C38/>, May 2012, (accessed on February 17, 2017).

含まれていたが、改正法では、保護対象地域が法内に記述・指定されているもののみとなった。旧法では、航行のみならず、環境保全の目的により数千もの小川や湖なども保護対象となっていたが、改正法では、航行のみ考慮され、航行可能な水域のみが保護対象となった。これは、例えば、改正法下においては、バンクーバー島にある湖や河川は連邦政府による保護を受けることは出来ない。

これらの総括法案は、予算委員会により急速に審議が進められた為、適切な精査はされなかった。また、審議時間配分や閉会などを理由として下院による通常の審議も行われなかった。水産大臣からの批判や、野党による800以上の改訂提案等があったものの、これらの野党による提案は全て否決された<sup>126</sup>。

グリーンピースや、デイビッド・スズキ財団などの環境保護活動団体は、総括法案という手法を用いて議会での審議や改正箇所の精査が十分に行われずに改正法が成立したことに對し、強い不満を示した<sup>127</sup>。

実際、現在提案されているアルバータ州からニューブランズウィック州をつなぐパイプライン構築計画であるが、改正法下で連邦政府によって保護を受ける地域は、パイプラインが数千もの水域と交差しているにも係わらず、ほんの一握りだけである。この為、現在の法律の影響を現行政府は見直し・検討し始めている<sup>128</sup>。

---

<sup>126</sup> Thomas J Duck, "Oil Industry Lobbied for Omnibus Rewrite of Canada's Environmental Laws," Oil Industry Lobbied for Omnibus Rewrite of Canada's Environmental Laws, [http://tomduck.ca/posts/2015-10-03\\_oil-industry-behind-omnibus-bill.html](http://tomduck.ca/posts/2015-10-03_oil-industry-behind-omnibus-bill.html), (accessed February 16, 2017).

<sup>127</sup> David Suzuki, "Bill C-38: What you need to know," 上掲.

<sup>128</sup> Charles Mandel, "How Big Oil lobbied itself out of its biggest projects," National Observer, <http://www.nationalobserver.com/2015/11/24/news/how-big-oil-lobbied-itself-out-its-biggest-projects>, November 2015, (accessed on February 18, 2017).

カナダ石油生産者協会によると、法改正後、カナダ国内での石油生産は上昇している<sup>129</sup>。

**CANADIAN CRUDE OIL PRODUCTION**  
2010 - 2015  
Cubic Metres

	Northwest Territories *	British Columbia	Alberta	Saskatchewan	Manitoba	Western Canada	Ontario	New Brunswick	Eastcoast Offshore	Eastern Canada	Canada
2010 .....	872 226	1 264 202	26 629 302	24 420 742	1 873 445	55 059 916	83 779	1 941	16 008 588	16 094 308	71 154 224
2011 .....	608 638	1 180 347	28 427 741	24 980 489	2 396 724	57 593 939	78 987	5 154	15 464 721	15 548 862	73 142 801
2012 .....	756 767	1 217 220	32 343 676	27 318 066	3 057 838	64 693 568	81 000	4 260	11 475 882	11 561 142	76 254 710
2013 .....	653 670	1 145 635	33 767 911	28 198 231	2 949 397	66 714 844	70 187	3 088	13 288 938	13 362 213	80 077 056
2014 .....	641 395	1 245 566	34 195 897	29 817 376	2 853 084	68 753 318	68 212	2 471	12 536 283	12 606 966	81 360 284
2015 .....	578 092	1 213 312	30 755 211	28 175 271	2 639 872	63 361 759	55 457	2 006	9 964 256	10 021 719	73 383 478
<b>Total**</b>	<b>45 582 006</b>	<b>119 709 526</b>	<b>2 758 056 459</b>	<b>957 683 013</b>	<b>58 673 183</b>	<b>3 939 704 187</b>	<b>14 632 078</b>	<b>151 959</b>	<b>259 118 522</b>	<b>273 902 559</b>	<b>4 213 606 746</b>

NOTE: Effective 1985, Alberta experimental crude included with the above. Excludes synthetic crude oil.

\*Includes Arctic Islands commencing in 1985 and a Beaufort Sea shipment in 1986.

\*\* Includes historicals on previous pages

図 14 カナダ原油生産量 (2010 年から 2015 年まで)<sup>130</sup>

<sup>129</sup> "CAPP Statistical Handbook (2105 Data)," Canadian Association of Petroleum Producers, <http://www.capp.ca/publications-and-statistics/publications/275430>, January 2016, (accessed on February 18, 2017).

<sup>130</sup> 同上

### 3.3. 事例 3：カナダ家畜生産者による米国生産地表示法（COOL）との戦い

#### 3.3.1. 背景

2002 年に、米国は農業安全保障及び農村投資法を可決・施行し、牛肉、仔牛肉、仔羊肉、豚肉、鶏肉、山羊肉などに対して生産国の表示（**C**ountry **O**f **O**ri**g**in **L**abeling 或いは COOL）を義務化した<sup>131</sup>。2008 年に COOL 法は改正され、さらに果物、野菜そしてナッツ類など他の食品に対しても生産国の表示を義務化した<sup>132</sup>。この新しい法律は、食品安全上の懸念に対処し、消費者に製品の原産国を提供するように設計されているとされていた。ただ、この新しい法律はカナダの業界にとっては、米国の牛肉市場における競争力を低下させる手段であるとみなしてきた<sup>133</sup>。例えば、肉製品に関しては家畜の出生地、飼育地そして屠殺地の表示が義務付けられていたため、それぞれの加工過程においてこのような表示を行わなくてはならなくなり、「米国産」であると表示できることが、ある意味、有利となってきた<sup>134</sup>。

---

<sup>131</sup> Steve Suppan, “The Canadian and Mexican WTO Challenges to US Country of Origin labeling,” 2009, Institute for Agriculture and Trade Policy, [http://www.iatp.org/files/451\\_2\\_105552.pdf](http://www.iatp.org/files/451_2_105552.pdf), accessed on February 17, 2017.

<sup>132</sup> “Country of Origin Labeling”, Wikipedia, [https://en.wikipedia.org/wiki/Country\\_of\\_Origin\\_Labeling](https://en.wikipedia.org/wiki/Country_of_Origin_Labeling), March 6, 2017, (Accessed on March 20, 2017)

<sup>133</sup> 同上

<sup>134</sup> 同上



図 15<sup>135</sup>

### 3.3.2. COOL はどのような結末を呼んだのか?

牛肉業界では、毎年米国国内では約 80 億ポンド（363 万トン）の新鮮な牛肉が小売店に流通しており、この法律により小売業者は生産地表記の製品の起源を確認する必要が出てきた<sup>136</sup>。つまり、言い換えるなら、一次生産範囲である飼育、加工、そして小売業界を含む牛肉サプライチェーンの全ての段階で、この確認に掛かる新たなコストが含まれることとなる為、カナダ産の牛肉は非常にコスト高となった<sup>137</sup>。米国農務省によると、この法律が施行された後の 1 年目の業界のコストは最大 25 億ドル程度であると試算した<sup>138</sup>。

この新しい法律は、カナダの畜産業者にとっても、非常にコストのかかるものとなった。米国の食肉処理業者が表示義務を満たす為に、米国産との混合を避けるため、カナダ産の家畜や肉類を区別する必要が発生し、あるいは、カナダから

---

<sup>135</sup> “Western Feedlots is gone, what now?,” Canadian Cattleman, <https://www.canadiancattlemen.ca/2016/11/08/western-feedlots-is-gone-what-now/>, November 2016, (accessed on February 17, 2017).

<sup>136</sup> Jared G. Carlberg et al., “Managing a Border Threat: BSE and COOL Effects on the Canadian Beef Industry,” *Review of Agricultural Economics* 31, No. 4 (2009): 952, <http://home.cc.umanitoba.ca/~carlberg/bio/Carlberg%20Brewin%20Rude%20RAE%20BSE.pdf>, (accessed on February 17, 2017).

<sup>137</sup> 同上

<sup>138</sup> 同上

の牛肉の輸入を制限する必要が出てきた。そのために米国の業者にとって、カナダ産の家畜や肉類を扱うのに不必要な費用が掛かるようになり、後に、カナダ産の家畜や肉類は非常にコストが掛かることが判明した。このようにして、カナダ産の牛肉を扱うことは、米国の食肉処理業者にとって追加的に発生するコストがある為、カナダ産の肉牛の購入を思い止まらせ、カナダの牛肉産業に大きな悪影響を及ぼした。これは、カナダが牛肉の全輸出の 71%を米国に依存していたためである<sup>139</sup>。

最近の統計によると、COOL 法が 2008 年に米国に導入された後の最初の 80 週間で、カナダから米国への輸出量はカナダの肥育用牛の頭数で約 48 万頭減少したと、カナダ牛肉協会 (Canada Cattlemen's Association) が記録した<sup>140</sup>。これは、2007 年には週平均 10,500 頭を米国に輸出していた実績から比べると、週平均で約 6,000 頭の減少である。2006 年には、週平均で約 8,400 頭輸出していた<sup>141</sup>。

また、屠畜用牛の輸出は、COOL 法施行前では、2006 年時点で、週平均 13,530 頭、2007 年時点では週平均 16,300 頭を米国に輸出していたが、COOL 法施行後は、週平均で約 5,000 頭の減少となった<sup>142</sup>。

### 3.3.3. ロビー活動

COOL 法によるこれらの新たな要求の結果、カナダ豚肉協議会 (Canadian Pork Council、CPC)、カナダ食肉協議会 (Canadian Meat Council、CMC)、カナダ牛肉協会 (Canada Cattlemen's Association、CCA)、カナダ政府は、カナダからの輸

---

<sup>139</sup> "The 2015Beef Sector Report," Farm Credit Canada, <https://www.fcc-fac.ca/fcc/about-fcc/corporate-profile/reports/beef-sector/beef-sector-report-2015.pdf>, 2015, (accessed on February 19, 2017).

<sup>140</sup> "Data show COOL's 'significant' impact on cattle exports," AG Canada, <http://www.agcanada.com/daily/data-show-cools-significant-impact-on-cattle-exports>, January 2012, (accessed on February 19, 2017).

<sup>141</sup> 同上

<sup>142</sup> 同上



入家畜を差別するこのラベル表示法は、北米自由貿易協定（NAFTA）及び世界貿易機関（WTO）に基づく国際貿易義務に違反し、市場へのアクセスを制限し、なおかつ、技術的な貿易障壁となっていると、米国政府に対してロビー活動を行った<sup>143</sup>。

カナダ政府は業界を援護するため、2009年、世界貿易機関（WTO）において、紛争解決プロセスを開始し、米国との正式な協議を求めた。カナダの国際貿易大臣および農業大臣は、カナダの家畜生産者を擁護し、COOL法が過度の貿易制限を作り出しカナダの輸出業者を犠牲にしているとの懸念を表明した。カナダ政府はまた、COOL法の実施状況を監視し、カナダの家畜業者および食肉産業に及ぼす経済的影響に関する情報を収集した。

COOL法施行後の8年間の交渉において、世界貿易機関（WTO）は、米国政府に対し表示法を改正するよう求める2つの決定（2011年にカナダに有利な判断、そして、2015年には2011年の判断を支持する判断）を下し、カナダが米国の輸入に対して報復的な関税を課すことを可能にする判断を下した<sup>144</sup>。

### 3.3.4. 政府の行動とその成果

2015年12月18日に、米議会は、カナダとメキシコより受ける10億ドル以上の報復関税を回避することを目的に、総括法案の一部としてCOOL法の廃止案を含め審議し、最終的にCOOL法は、廃止となった<sup>145</sup>。

---

<sup>143</sup> “WTO rips US COOL law in win for Canada,” Alberta Farmer Express, <https://www.albertafarmexpress.ca/daily/wto-rips-u-s-cool-law-in-win-for-canada>, 2011, accessed on February 19, 2017.

<sup>144</sup> Josh Wingrove, “World Trade Organization sides with Canada, Mexico in meat labelling dispute with U.S.,” Bloomberg News, Financial Post, <http://business.financialpost.com/news/economy/world-trade-organization-sides-with-canada-mexico-in-meat-labelling-dispute-with-u-s>, December 7, 2015, (Accessed on February 19, 2017).

<sup>145</sup> Barb Glen, “COOL is Done: US Repeals country of origin labelling for cattle and hogs,” The Western Producer, <http://www.producer.com/2015/12/cool-is-done-u-s-repeals-country-of-origin-labelling-for-cattle-and-hogs/>, December 2015, (accessed on February 19, 2017).

カナダ牛肉協会は、カナダ国内の畜産業界が 25%減少した責任は COOL 法にあると述べていた<sup>146</sup>。

以下の表は、農業と農食品カナダ団体より発表されたカナダから米国への肉牛の輸出（頭数）を示したものだ。牛の輸出は COOL 法が施行された 2002 年をピークに減少していった<sup>147</sup>。2015 年 COOL 法が廃止されたが、未だ 2002 年の輸出レベルには戻っていない<sup>148</sup>。

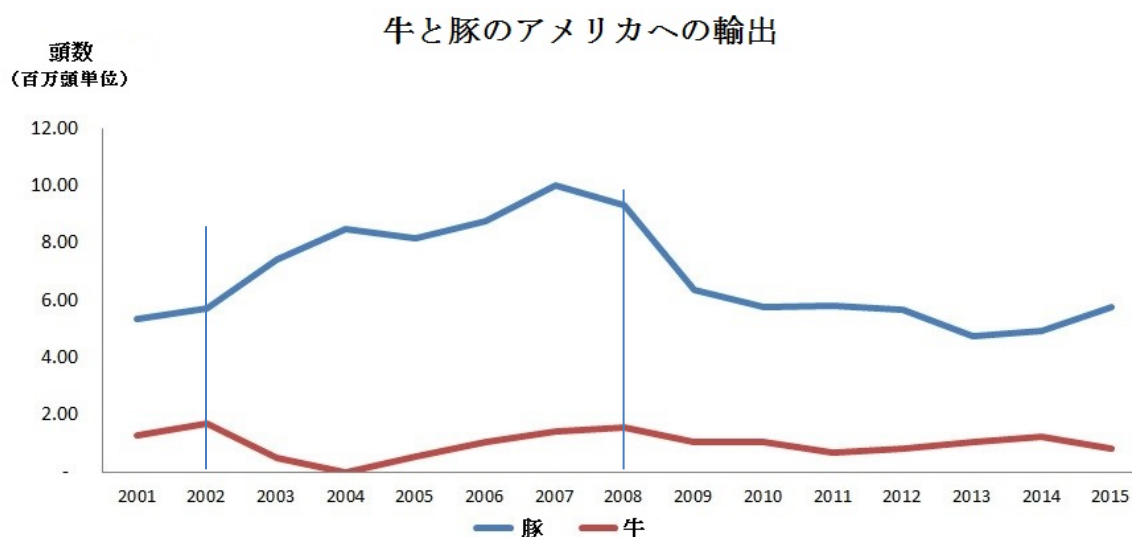


図 16 牛と豚の米国への輸出推移<sup>149</sup>

<sup>146</sup> 同上

<sup>147</sup> “WTO Disputes,” <http://www.cattle.ca/market-access/wto-disputes/>, Canadian Cattlemen’s Association, 2015, (accessed on February 19, 2017).

<sup>148</sup> “Red Meat and Livestock Export Report,” Government of Canada, Agriculture and Agri-Food Canada, <http://www.agr.gc.ca/eng/industry-markets-and-trade/statistics-and-market-information/by-product-sector/red-meat-and-livestock/red-meat-and-livestock-market-information/exports/?id=1415860000065>, 2016, (accessed on February 19, 2017).

<sup>149</sup> 同上

	2015	2014	2013	2012	2011
Cattle for purebred breeding	3, 420	1, 754	3, 252	5, 490	3, 213
Cattle for non-purebred breeding	1, 923	2, 224	2, 687	9, 715	7, 116
Calves for feeding	3, 798	1, 953	35	3, 484	6, 163
Cattles for feeding	103, 444	169, 597	362, 876	499, 266	342, 532
Fed cattle for slaughter	436, 830	431, 815	350, 767	403, 316	232, 871
Non-fed cattle for slaughter (cows and bulls)	136, 699	207, 286	320, 436	320, 831	237, 940
<b>Cattle</b>	<b>686, 114</b>	<b>814, 599</b>	<b>1, 040, 053</b>	<b>1, 242, 102</b>	<b>829, 842</b>
Pure bred swine	933	1, 411	1, 976	688	416
Other purebred swine	5, 793, 662	5, 654, 961	4, 764, 664	4, 946, 416	5, 767, 782
Hogs	<b>5, 794, 595</b>	<b>5, 656, 372</b>	<b>4, 766, 640</b>	<b>4, 947, 084</b>	<b>5, 768, 198</b>
Sheep	<b>9, 008</b>	<b>2, 569</b>	<b>3, 404</b>	<b>4, 054</b>	<b>5, 509</b>

図 17 カナダから米国への年間家畜輸出推移 (頭数)<sup>150</sup>

<sup>150</sup> 同上

## 3.4. 事例 4 : ケベック州が ZEV 無公害車制度を導入

### 3.4.1. 背景

車両排出量を削減するため、米国、カリフォルニア州は 1990 年にゼロエミッションビークル (ZEV、無公害車) 規制を米国で初めて導入した<sup>151</sup>。それ以降、米国では、コネチカット州、メイン州、メリーランド州、マサチューセッツ州、ニュージャージー州、ニューヨーク州、オレゴン州、ロードアイランド州、そしてバーモント州の 9 州がカリフォルニア州を追って同様の規制・プログラムを開始した<sup>152</sup>。ZEV 規制では、「ZEV クレジット」を導入することにより、自動車メーカーがクリーンテクノロジーに投資をするよう誘引するため、自動車メーカー間で ZEV クレジットの取引を出来るようになっている。

カナダでは、2015 年の連邦政府下院議員選挙により自由党が与党となり、自由党の環境対策に係る公約の一つである 2020 年までに 2005 年当時の総温室効果ガス排出量から 17 パーセント低い量まで削減するという政策の実施が開始され、カナダの各州は温室効果ガス排出量の削減に向け様々な政策オプションを検討し始めた<sup>153</sup>。ケベック州では、2020 年までに 1990 年当時より 20 パーセント低い量まで、温室効果ガス排出量を削減することを州の政策目標としていた。

---

<sup>151</sup> “Zero-Emission Vehicle Legal and Regulatory Activities – Background”, Air Resources Board, California Environmental Protection Agency, <https://www.arb.ca.gov/msprog/zevprog/background.htm>, , October 14, 2011, (accessed February 16, 2017).

<sup>152</sup> “What is ZEV?,” Union of Concerned Scientists, <http://www.ucsusa.org/clean-vehicles/california-and-western-states/what-is-zev#.WKYSBNizXYU>, October 31, 2016, (accessed February 16, 2017).

<sup>153</sup> Kazi Stastna, “How Canada’s provinces are tackling greenhouse gas emissions”, CBC News, <http://www.cbc.ca/news/canada/how-canada-s-provinces-are-tackling-greenhouse-gas-emissions-1.3030535>, April 14, 2015, (accessed on February 16, 2017).



図 18 テスラ社 モデル S<sup>154</sup>

### 3.4.2. ロビー活動

2016 年 6 月初頭、ケベック州エネルギー・天然資源省のピアール・アーカンド大臣によって 2030 年エネルギー政策に向けての計画が発表され、法案 104 (Bill 104) が議会に提示された<sup>155</sup>。この計画は、石油燃料消費の 40 パーセント削減、一般家庭への無公害・電気自動車普及目標、給電所網の構築などを含めたものであった<sup>156</sup>。米電気自動車メーカーのテスラ社は、2016 年 7 月中旬、同社の目的を推進するために、ケベック州ハットレイ・ストラテジー事務所のロビー活動家、前ケベック州知事のピアール・マーク・ジョンソン氏の娘、マリー・クラウド・ジョンソン女史、そしてもう一人のケベック州知事、ジョーン・チャーレスト氏の娘、アレクサンドラ・ディオン・チャーレスト女史の 2 名を雇った<sup>157</sup>。これは、彼女たちが、テスラ社にとって必要なケベック州政府内での要人への接点、特に経済・科学及びイノベーション省や、財務省等の要人に多くコンタクトを持って

---

<sup>154</sup> “Charge your Model S,” Tesla, [https://www.tesla.com/en\\_CA/models-charging](https://www.tesla.com/en_CA/models-charging) (accessed on February 17, 2017).

<sup>155</sup> “Bill n°104 : An Act to increase the number of zero-emission motor vehicles in Québec in order to reduce greenhouse gas and other pollutant emissions”, <http://www.assnat.qc.ca/en/travaux-parlementaires/projets-loi/projet-loi-104-41-1.html> (Accessed on February 17, 2017)

<sup>156</sup> Vincent Larouche, “Deux filles d'ex-premiers ministres québécois lobbyistes pour Tesla”, La Presse, Itée, (<http://www.lapresse.ca/actualites/politique/politique-quebecoise/201608/03/01-5006896-deux-filles-dex-premiers-ministres-quebecois-lobbyistes-pour-tesla.php>), Published on August 3, 2016, updated on August 4, 2016, (accessed on March 20, 2017)

<sup>157</sup> Fred Lambert, “Tesla hires lobbyists ahead of important ZEV mandate and EV incentives,” Electrek, <https://electrek.co/2016/08/03/tesla-lobbyists-quebec-zev-mandate-ev-incentives/>, August 3, 2016, (accessed on February 19, 2017).

いたためだと推測される<sup>158</sup>。事実、ロビー登録記録によると、目的は、ケベック州政府、特に運輸省、エネルギー・天然資源省、環境省、そして、経済・科学及びイノベーション省に対し「電気自動車使用の奨励」そして、「グリーンでさらに効果的な運輸をケベック州にもたらす為の規制や戦略」にテスラ社が参加できるようにする為<sup>159</sup>とされ、更に、法案 104 内で検討されていた ZEV 規制を採用するようケベック政府に説得するためであったと推測される<sup>160</sup>。これは、カナダ自動車工業会（Canada Vehicle Manufacturers' Association）、ケベック州自動車ディーラー組合（Corporation des concessionnaires d'automobiles du Quebec）、そしてグローバル自動車生産者協会カナダ支部（Global Automakers of Canada）は必ずしも、法律による年毎の無公害車・電気自動車の販売数到達目標の設定には賛成をしていない為であった<sup>161162</sup>。

2016 年の夏、ケベック州政府で検討されている法案 104（ZEV 規制）についての特別協議・公聴会が予定されていることを察知したテスラ社は、同社の事業開発と政府業務担当部長であるケン・モルガン氏を早速ケベック州に送り、2016 年 8 月 23 日、ケベック州議会の運輸及び環境委員会での法案 104 に関する特別協議・公聴会の場で、ZEV 規制の利点についての説明をした<sup>163</sup>。この会合中、モーガン氏は、ケベック州議会の運輸及び環境委員会のメンバーに対して、自動

---

<sup>158</sup> "Our Team", Hatley Strategy Advisors, <http://hatleystrategies.com/en/team-2/>, 2015, (Accessed March 20, 2017)

<sup>159</sup> Vincent Larouche, "Deux filles d'ex-premiers ministres québécois lobbyistes pour Tesla", 上掲

<sup>160</sup> Angela Campbell, "Tesla hires lobbyists in Quebec to convince lawmakers to revise the EV incentive program and make stringent ZEV mandate", TheCountryCaller, <http://www.thecountrycaller.com/84611-tesla-motors-inc-tesla-hires-former-premiers-daughters-as-lobbyists-in-quebec/>, August 3, 2016, (accessed on March 20, 2017)

<sup>161</sup> "Automotive industry reaction to the tabling of Bill 104", the Canada Vehicle Manufacturers' Association, [http://www.cvma.ca/eng/news/2016/article\\_20160402\\_01.asp](http://www.cvma.ca/eng/news/2016/article_20160402_01.asp), April 2, 2016, (Accessed on March 20, 2017)

<sup>162</sup> "Canadian vehicle manufacturers react to today's Quebec Plan of Action on Transportation Electrification announcement", the Canada Vehicle Manufacturers' Association, [http://www.cvma.ca/eng/news/2015/article\\_20151009\\_01.asp](http://www.cvma.ca/eng/news/2015/article_20151009_01.asp), October 9, 2015, (Accessed March 20, 2017)

<sup>163</sup> "Journal des débats de la Commission des transports et de l'environnement", Assemblée Nationale Quebec, <http://www.assnat.qc.ca/fr/travaux-parlementaires/commissions/cte-41-1/journal-debats/CTE-160823.html>, 2016, (accessed March 20, 2017)

車産業界での変化を加速するには、市場競争と規制の2つの要因が必要であり、ZEV 規制が導入されている市場であれば、テスラ社のモデル 3 車両（テスラ社で 2018 年以降にリリース予定の廉価版モデル）の導入が優先的に行われるであろうことを示唆し、ケベック州における電気自動車の普及を加速し、同州が電動輸送の最前線に立つことを可能にすると売り込んだ<sup>164</sup>。これらは、テスラ社がケベック州が目指す持続可能な輸送手段の到来を加速し、「緑の輸送」戦略政策のプロセスでの一部（電気自動車の販売のみならず、充電器・充電所建設等の販売拡大）となることを目指したものと考えられる。さらに、ケベック州に電気運輸産業の世界的リーダーとなる機会、そして、イノベーションと脱炭素化に基づいた未来の経済を創出することになると訴えた<sup>165</sup>。

以下の表は、ケベック州政府が発表したもので、ZEV 規制が、消費者、自動車業界、そして、ケベック州にとってどのように有利となるかを示したものである。

ZEV 規制はどのような意味があるのか？ <sup>166</sup> :		
消費者にとっては？	革新的な会社にとっては？	ケベック州にとっては？
燃料と整備費用での節約 低価格化 無公害車の選択枠及び高性能車種の拡大	発明を育成し技術発展を促進する 職業・仕事の創設 持続可能な移動手段の開発の新たな機会を専門家に供給する 研究を刺激する 躍動的な運輸業界の創設 最新技術技能の高いレベルでの蓄積へ導く	大気の質を改善 公共保健費用の削減 騒音や高温地帯の削減 潔く高性能な自動車群 石油への依存度の低減 電力使用による経済の活性化

<sup>164</sup> Fred Lambert, “Quebec becomes latest market to adopt ZEV mandate after important push by Tesla,” Electrek, <https://electrek.co/2016/10/27/tesla-quebec-market-zev-mandate/>, October 2016, (accessed on February 19, 2017).

<sup>165</sup> “Journal des débats de la Commission des transports et de l'environnement”, Assemblée Nationale Québec, 上掲

<sup>166</sup> “Québec Adopts the ZEV Act!,” Government of Québec, <http://www.mddelcc.gouv.qc.ca/changementsclimatiques/vze/feuillelet-vze-enbref-en.pdf>, 2016, ((accessed on February 17, 2017).

さらに、ZEV 規制導入に向けた政策により、ケベック州の電気運輸産業は以下の点でも強化されると主張した：

1. 以下のビジネスに対する需要の増加
  - 居住用およびネットワーク用の充電スタンドの製造および設置
  - 電力車両コンポーネントの設計および、製造
2. 車両メンテナンスの革新的な専門知識を開発する 研究と技術革新を促進する
3. 最先端技術を用いた若者のための訓練の改善
4. ケベック州で有望な将来を持つ産業界での雇用創出を支援する<sup>167</sup>

一言で言えば、ZEV 規制は、ケベック州内で自動車メーカーに、その会社のガソリン車の販売を補うために取引可能なクレジットシステムを通じて、最低限必要な数のゼロエミッション車（無公害車）の供給（クレジット数の獲得）を義務付ける制度である<sup>168</sup>。これにより、自動車メーカーで自社のみで必要なクレジット数を獲得出来ない会社は、規制当局の懲罰金の支払いを避けるために、テスラ社のような余剰クレジットを保有する自動車メーカーからクレジットを購入し ZEV 標準を満たす必要が生じる<sup>169</sup>。これにより、無公害車の開発や更なる技術革新を自動車メーカーに促進することを目的とするものである。

テスラ社の他の（或いは真の）目的は、新しい ZEV 規制の採択により、テスラ社製の自動車や電気自動車に係わる周辺装置等の販売とテスラ社の ZEV クレジット取引・販売（他社で、無公害自動車のオプションを持たない自動車メーカーとの取引）に関する機会を増加させることである<sup>170</sup>ことが推測される。

### 3.4.3. 政府の行動とその成果

---

<sup>167</sup> 同上

<sup>168</sup> Fred Lambert, “Quebec becomes latest market to adopt ZEV mandate after important push by Tesla,” 上掲.

<sup>169</sup> 同上

<sup>170</sup> “Québec Adopts the ZEV Act!,” Government of Quebec, 上掲.



2016年10月26日、ケベック議会は、ケベック州内でのゼロエミッション自動車の増加と温室効果ガスの削減などを目的とした法案104を可決し（2018年に施行予定）、ケベック州はZEV規制を導入した新しい市場の一つとなった<sup>171</sup>。ケベック州は、ZEV（Zero Emission Vehicle）規制を導入したカナダで最初の州であり、消費者は市場で最もクリーンで技術的に進んだ多くの多様な無公害車を購入できるようになる。ケベック州政府は、ZEV規制により、より進んだ低炭素経済の促進をめざす<sup>172</sup>。

ケベック政府は、電気自動車の市場でのシェアを2018年に3.4%、2020年に6.9%、2025年に15.5%に引き上げることを政策目標に設定した。2015年現在、ケベック州で販売されているゼロエミッション車（無公害自動車）の数は自動車総販売数の0.7%に過ぎない。<sup>173</sup>

ケベック州政府は、ZEV規制の目標を達成するための他の政策も実施している。例えば、2013年から2020年までの気候変動行動計画は、この政策の一部で、電気自動車の購入を決定した消費者に最大8,000カナダドルの割引をインセンティブとして提供している<sup>174</sup>。ケベック州政府はまた、ケベック州全体での充電装置の購入と設置のための助成金制度を提供している。これらの措置は、提案されたZEV規制と併せて、ケベック州政府が別に設定した政策、2015-2020年運輸電気化行動計画政策；2030エネルギー政策；そして、2015-2020の持続可能開発戦略政策とその政策目標達成を助成し、ケベック州温室効果ガス総排出量の43%を占める運輸部門の削減を目指すためである<sup>175</sup>。

---

<sup>171</sup> “Press Release: Quebec moves forward with zero-emission vehicle standard,” Government of Québec, [http://www.mddelcc.gouv.qc.ca/infuseur/communiqu\\_e.asp?no=3599](http://www.mddelcc.gouv.qc.ca/infuseur/communiqu_e.asp?no=3599), October 2016, (accessed on February 19, 2017).

<sup>172</sup> 同上

<sup>173</sup> 同上

<sup>174</sup> “Québec Adopts the ZEV Act!,” Government of Quebec, 上掲

<sup>175</sup> 同上

尚、ケベック州の ZEV 規制導入によるテスラ社の売り上げ等の情報はまだ発表されていないが、テスラ社の ZEV クレジット取引による収入は、2016 年の第 3 四半期は、230 億米ドルであった。これは、2015 年第 4 四半期の売り上げが 93.7 億米ドルであったことから比べると倍以上に増加している<sup>176</sup>。

---

<sup>176</sup> Katie Burke, “Tesla actually made money last quarter, in part by selling pollution credits, This is only the second time since going public that the company has posted profits”, Automotive News, AutoWeek, <http://autoweek.com/article/green-cars/tesla-posted-22-million-net-profit-third-quarter#ixzz4akiVdjsh><http://autoweek.com/article/green-cars/tesla-posted-22-million-net-profit-third-quarter>, October 27, 2016, (Accessed on March 8, 2017)

### 3.5. 事例 5 : カナダ住宅市場

#### 3.5.1. 背景

新しい家を購入する場合、ほとんどのカナダの住宅購入者は通常、頭金の支払いをする必要がある。ただし、その頭金の金額が購入価格の 20%未満の場合、住宅購入者は金融貸出し業者を介して住宅ローン保険を購入する必要がある。住宅ローン保険は、住宅ローンの支払いがデフォルト（債務不履行）になった場合に貸し手を保護するものだ。

1960 年代より、カナダはそれまで国営のみであった住宅ローン保険市場に、民間の住宅ローン保険会社の市場参入を認可した。



図 19<sup>177</sup>

カナダには現在 3 社の住宅ローン保険会社がある：

- カナダ・モーゲージ・アンド・ハウジング会社（“CMHC”）： 国営会社で 1946 年に創設<sup>178</sup>。
- ジェンウォース・ファイナンシャル・モーゲージ保険会社カナダ（“Genworth”）： 民間保険会社

---

<sup>177</sup> Miruna Alexandru, “How to Capitalize on Your Investment Property Portfolio,” <http://vancouvermortgages.net/how-to-capitalize-on-your-investment-property-portfolio/>, 2013, (accessed on February 17, 2017).

<sup>178</sup> “History of CMHC,” Canada Mortgage and Housing Corporation, <https://www.cmhc-schl.gc.ca/en/corp/about/hi/>, 2017, (accessed on February 19, 2017).

- カナダ・ギャランティー・モーゲージ保険会社(“Canada Guaranty”) : 民間保険会社

### 3.5.2. 政府保証の住宅ローン保険

これらの3つの住宅ローン保険会社は、住宅ローン保険を銀行に提供し、住居購入者に対して購入価格の95%までの資金をローンとして調達できるようにする<sup>179</sup>。CMHC 保険下の住宅ローンは、住宅ローン市場を支配し、債務不履行が生じた場合に貸し手による請求額の100%を政府助成の保証として受けることが出来るものだ<sup>180</sup>。これは、そのような住宅ローンを保有したとしても、住宅ローン保険により貸し手にはリスクが及ばないことを意味するが、これらの住宅ローンのいずれかが不履行になった場合、最終的に納税者が責任を負わなくてはならないことを意味する<sup>181</sup>。民間による保険は、債務不履行が起きた場合の政府からの補償を受けることができる金額は保証額の90%である<sup>182</sup>。この処置は、民間保険会社とCMHC とがなるべく公正に競争できるようにするためのものである<sup>183</sup>。しかし、ほとんどの信託会社や銀行は、民間保険会社と事業を行うことを他の様々な事情で妨げられており、そのために民間事業が苦しみ、消費者は企業間の競争により生じる恩恵を奪われてしまっていた<sup>184</sup>。貸し手は、CMHC による住宅ローン保険を独占的に選択しており、CMHC の市場シェアを拡大し、

---

<sup>179</sup> Allan Crawford, CesaireMeh, and Jie Zhou, “The Residential Mortgage Market in Canada,” Bank of Canada, <http://www.bankofcanada.ca/wp-content/uploads/2013/12/fsr-december13-crawford.pdf>, 2013, (accessed on February 19, 2017).

<sup>180</sup> 同上

<sup>181</sup> Allan Britnell, “CMHC Reports \$14 Billion Mortgage Insurance Decline,” Money Wise, <https://www.ratesupermarket.ca/blog/cmhc-reports-14-billion-mortgage-insurance-decline/>, May 2015, (accessed on February 19, 2017).

<sup>182</sup> Allan Crawford et al., “The Residential Mortgage Market in Canada,” 上掲.

<sup>183</sup> 同上

<sup>184</sup> Jane Londerville, “Mortgage Insurance in Canada,” Macdonald Laurier Institute, <http://www.macdonaldlaurier.ca/files/pdf/MortgageInsurance.pdf>, November 2010, (accessed on February 19, 2017).

現行制度が、国営企業に不公平に優位な保証差額を与えているという不満が業界内から表れてきた<sup>185</sup>。

2008年の金融危機の間、CMHCは住宅ローン市場の90%程のシェアを保持し、他の民間保険会社は残りの市場での生き残りをかけて苦勞をしていた。ここ数年だけを見ても、CMHCの市場シェアは徐々に低下し始めているが、2016年の市場シェアを見ると、未だにCMHCが一番大きな市場シェアを持っている。

### 3.5.3. ロビー活動

2010年、民間保険会社であるGenworth、とCanada Guaranty、シンクタンクC.D. Howeそして、もう一つのシンクタンク、MacDonald-Laurier Instituteなどが、連邦政府に対して、民間住宅ローン保険会社の住宅購入者の住宅ローン保険のコストの削減を助成する為、CMHCと同じように、住宅ローンの100%を政府が保証することによる「競争の平準化」を求めた<sup>186</sup>。Genworthは、100%政府による保証のある住宅ローン保険を民間でも提供できるよう財務省と交渉する為に、ロビー活動家でマイク・ハリスの元職員長であったロン・マクラフリン氏などを雇った。Genworthのロビー活動家は、まもなく財務大臣と会談をしたほか、カナダ政府の住宅ローン保険・保証を担当する副大臣のジェレミー・ルディン（Jeremy Rudin）氏を含む数名の政府高官との会見を実現することに成功した<sup>187</sup>。Genworthはまた、Blake, Cassels, Graydon法律事務所より不正競争専門弁護士を2名、そしてBarry Campbell事務所からコンサルタント1名を雇い、交渉を進め

---

<sup>185</sup> Jane Londerville, "Mortgage Insurance in Canada," Macdonald Laurier Institute, <http://www.macdonaldlaurier.ca/files/pdf/MortgageInsurance.pdf>, November 2010, (accessed on February 19, 2017).

<sup>186</sup> Greg McArthur and Jacquie McNish, "US Mortgage Insurers Press Ottawa to Fully Guarantee Policies," <http://v1.theglobeandmail.com/servlet/story/RTGAM.20090119.wmortgage19/business///>, 2009, (accessed on February 19, 2017).

<sup>187</sup> 同上

た<sup>188</sup>。Canada Guarantee 側は、ロビー活動で著名な事務所である、Hill and Knowlton を雇った<sup>189</sup>。

特にシンクタンク C.D. Howe は、CMHC の住宅ローン保険はカナダの納税者に負担を掛け過ぎており、また、CMHC はカナダの金融監督機関による監督を受けていないため、納税者は CMHC に関連するどのような或いはどの程度の危険にさらされているのかを必ずしも理解していないとの意見を公表した<sup>190</sup>。

#### 3.5.4. 政府の行動とその成果

2006 年より、連邦政府によって民間保険会社による住宅ローン保険市場への参入を許可した<sup>191</sup>。これは、住宅ローン保険市場で消費者の選択枠を増やし、自宅の所有を促進するものだ。新たな民間会社がカナダ住宅ローン保険市場に参入したことをきっかけに、カナダ政府の国営・民間保険会社への保証総額が 1000 億カナダドルから 2000 億カナダドルと膨らみ、それと同時に、住宅ローン保険に対する規制も大きく緩和された。そのため、国営である CMHC と民間保険会社との競争が激しさを増し、よりリスクの高い製品が市場に出回るようになった<sup>192</sup>。このような現象は、また、規制緩和により、米国で起こったような住宅ローン市場の崩壊がカナダでも起こるのではないかと危惧する声も上がり始めた<sup>193</sup>。その当時、例えば、40%の新しい住宅ローンは、貸付期間 40 年という長いもので、短期でみると支払い額は小さいものの、

---

<sup>188</sup> 同上

<sup>189</sup> 同上

<sup>190</sup> Tara Perkins, "Genworth taking back its share of mortgage market," The Globe and Mail, <http://www.theglobeandmail.com/report-on-business/economy/cmhcs-growth-fuels-worries-over-new-risks/article4356646/>, 2011, (accessed on February 19, 2017).

<sup>191</sup> 同上

<sup>192</sup> Ellen Gould, "How Harper Gov't Pushed Financial Deregulation Here, Abroad," the Tyee, <https://thetyee.ca/Views/2008/10/08/HarperEcon/>, 2008, (accessed on February 19, 2017).

<sup>193</sup> 同上

長期間で見ると利子の支払いだけでかなりの増額・負担となり世論や政府関連専門家からも危惧する声が聞かれた<sup>194</sup>。

一般的に、国営と民間保険業者の住宅ローン保険の総額は、連邦政府によって設定された最大価値を超えてはいけない。そのため、2007年、住宅ローン保険市場でのCMHCのこれ以上の成長を制御するため、連邦政府はCMHCによって保証されている住宅ローンの未収額総額、および国営・民間保険業者によって保証される住宅ローンの未収額総額の両方に上限を設けた。この国営・民間での総額の上限は、2007年に初めて設けられたが、それ以降、段階的に限度額が上げられていった。例えば、2007年にはこの限度額が3500億カナダドルだったものが、その後4500億カナダドルに上げられ、2008年には6000億カナダドルまで上げられた。ただ、この期間、連邦政府はCMHCの上限を据え置きとし<sup>195</sup>、民間側の上限を3000億カナダドルまで上げた<sup>196</sup>。

民間保険会社及びシンクタンク等のロビー活動の成果、連邦政府はゆっくりと住宅ローン保険市場に対する政策変更を導入した。2012年の連邦政府予算では、連邦政府によるCMHCに対する監督要綱の設定と経営管理をさらに強化した。金融市場の安定やカナダ国民にとっての利益を促進する為、また、連邦政府によるCMHCに対する経営・営業管理ができるようにする為、その後も様々な改正法を導入した<sup>197</sup>。

2015年、CMHCの社長が行った発表によるとCMHCの市場シェアは2008年の金融危機の際は90%であったが、2015年には50%ほどとなるまで驚くほ

---

<sup>194</sup> 同上

<sup>195</sup> 同上

<sup>196</sup> Allan Crawford et al., “The Residential Mortgage Market in Canada,” 上掲

<sup>197</sup> “Economic Action Plan 2012,” Government of Canada, <http://www.budget.gc.ca/2012/plan/pdf/Plan2012-eng.pdf>, 2012, (accessed on February 19, 2017).

どに縮まった<sup>198</sup>。CMHCの市場シェアが大幅に縮小した理由は、その残高に対して設定された制限により民間保険会社に市場参入の機会、競争力のある料金を提供する機会を与えることとなったことによる。これらの改正はまた、ローンのデフォルトによりカナダ国民に負担がかからないように、そして、保険会社は貸付け金保証に過度に寛大にならないことを確保するため、政府による住宅ローン保険業界引き締めの手助けとなった<sup>199</sup>。

---

<sup>198</sup> Katia Dmitrieva, “Canada Housing Agency to Guard Record-Low Insurance Share,” Bloomberg, <https://www.bloomberg.com/news/articles/2015-05-28/canada-housing-agency-to-guard-record-low-insurance-share>, May 2015, (accessed on February 19, 2017).

<sup>199</sup> “Economic Action Plan 2012,” Government of Canada, 上掲



カナダにおけるルール形成に関する調査報告

2017年3月作成

---

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）知的財産・イノベーション部貿易制度課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5543